

第4次淡路市障がい者基本計画

第7期淡路市障がい福祉計画

第3期淡路市障がい児福祉計画

令和6年3月

淡路市

はじめに

淡路市では、平成19年3月に「淡路市障がい者基本計画」と、その実施計画である「淡路市障がい福祉計画」及び「淡路市障がい児福祉計画」を策定し、基本計画を6年、福祉計画を3年ごとに見直し、近年多様化するニーズや、抱える困難の複合化に対応した包括的支援体制の構築を図るなど、計画の推進に努めています。

今回の計画につきましても、これまでの基本理念である「助け合い支え合い暮らしを共感することができるまちの実現を目指して」を踏襲し、全ての市民が基本的人権を享有するかけが



えのない人として尊重され、住み慣れた地域で、誰もが役割を持ち活躍できる場があること、そして世代や分野を超え、誰もが地域の一員として「支え手」「受け手」となり、地域の資源を活かし健康で文化的な生活ができる循環型の地域共生社会の実現を目指して参ります。

また、改正されました「障害者差別解消法」により、分野を問わず全ての事業者や団体等による合理的配慮の提供が義務づけられたことを受け、これまで以上に生活のあらゆる場面において社会的障壁の除去に向けた取り組みが大切となります。障がい者自らが選択・決定することが最大限尊重される社会を実現するために、必要な意思疎通、意思決定支援の推進を図ります。

これらを実現するためには、行政だけでなく、市民の皆様をはじめ、関係機関や団体、事業者等が一体となり取り組んでいくことが大切であることから、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、多様な立場から貴重なご意見やご提言をいただきました淡路市障害福祉計画等策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査等にご協力いただきました多くの市民や事業者、関係団体の皆様方に心からお礼申し上げます。

令和6年3月

淡路市長 門 康彦

も く じ

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨・背景.....	1
第2節 計画の位置づけと期間.....	2
第3節 計画の策定体制.....	4
第4節 計画の推進体制.....	5

第2章 淡路市の現状

第1節 障がいのある方を取り巻く現状.....	6
第2節 障がいのある方の福祉に関するアンケート調査概要.....	15
第3節 ヒアリング調査のまとめ.....	41
第4節 調査結果等からみる課題.....	47

第3章 障がい者基本計画

第1節 基本理念と計画の方向.....	49
第2節 施策の体系.....	50
第3節 重点目標.....	51
第4節 施策の展開.....	52

第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第1節 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における成果指標の達成状況.....	64
第2節 障害福祉サービス等の利用状況.....	68
第3節 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の事業体系.....	76
第4節 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果指標.....	77
第5節 障害福祉サービス等の見込み量.....	82

資料編

用語解説.....	103
淡路市障害福祉計画等策定委員会設置要綱.....	105
淡路市障害福祉計画等策定委員会委員名簿.....	106
計画策定経過.....	107

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨・背景

淡路市では、平成30年3月に「第3次淡路市障がい者基本計画」（平成30年度～令和5年度）を策定し、また、令和3年度には「第6期淡路市障がい福祉計画及び第2期淡路市障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）」を策定し、計画的な障がい者等の施策推進を図っています。

国においては、令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化となります。また、障害者総合支援法に関しては、社会保障審議会障害者部会において障害福祉計画等にかかる具体的な施策の見直しが行われ、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が告示されました。

本市においては、平成31年4月に淡路市基幹相談支援センターを、淡路圏域に淡路地域生活支援拠点を設置し、障がい者の重度化・高齢化や複合的な困難事例などの課題解決に向けた包括的支援体制を構築しました。また、令和4年3月に、淡路市成年後見制度利用促進基本計画が策定され、令和5年4月には市内に設置された、淡路市児童発達支援センターにおいて、総合的・専門的な相談等支援事業を開始しています。

こうした中、令和5年度には現行計画の期間が終了となることから、これまでの計画の進捗状況及び数値目標の達成状況を検証し、国の基本指針や兵庫県の計画、近年行われた制度改正等を踏まえ、本計画を策定します。

第2節 計画の位置づけと期間

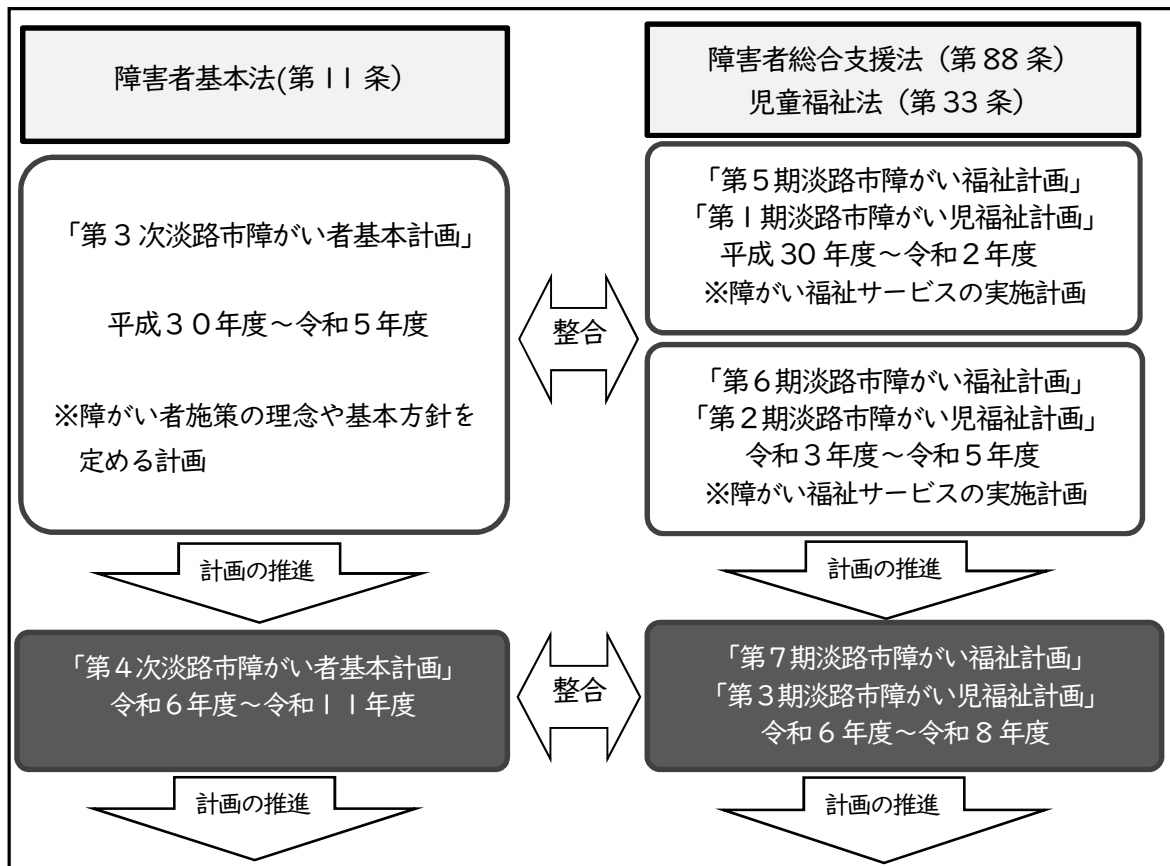
1. 計画の位置づけ

「第4次淡路市障がい者基本計画」は障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」、
「第7期淡路市障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉
計画」、「第3期淡路市障がい児福祉計画」は、「児童福祉法」第33条に基づく「市町村障害
児福祉計画」に位置づけられ、国の基本指針に即して各年度における障害福祉サービス等の
必要量の見込み及び必要量確保のための方策等を定める実施計画となります。

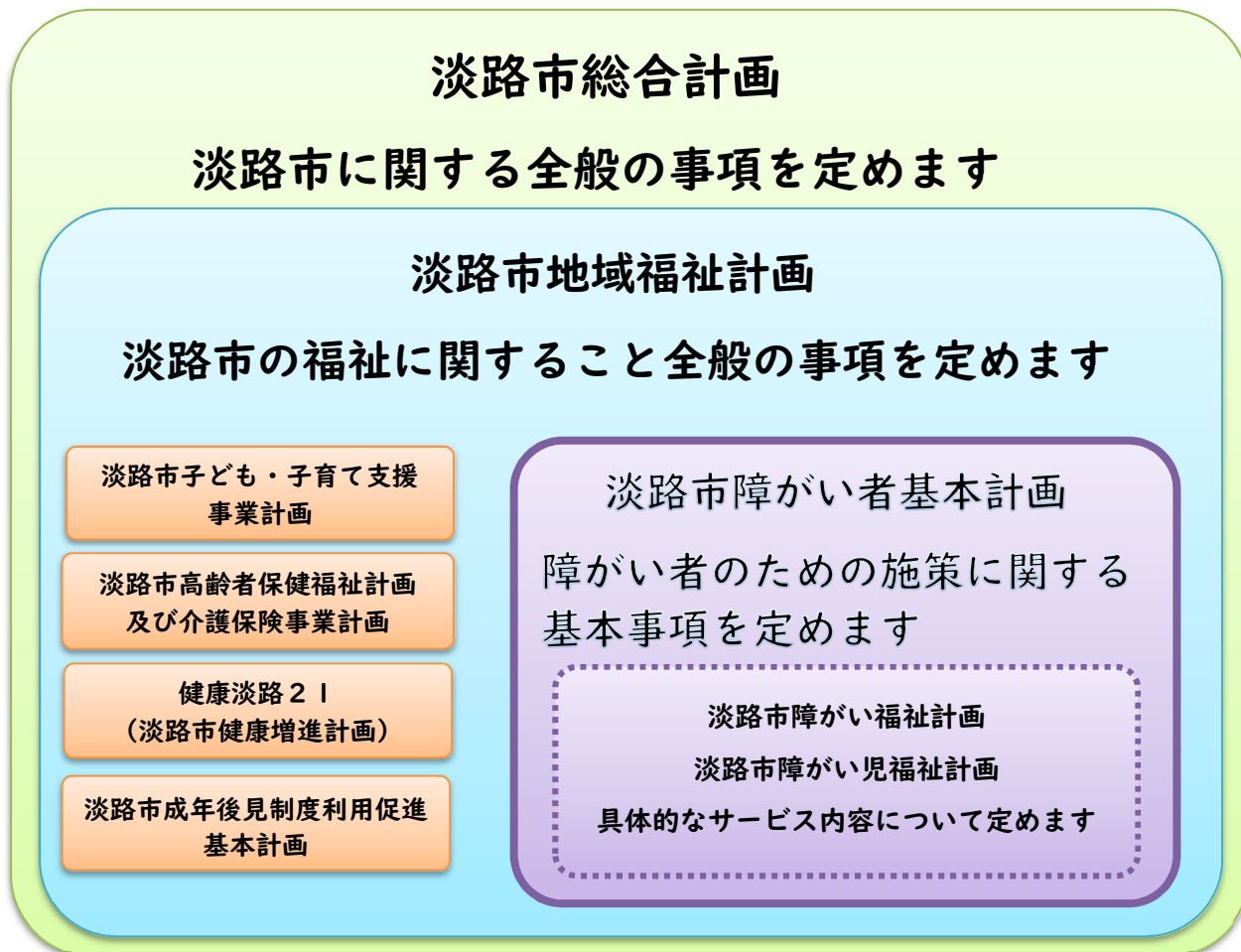
本市において障がい者及び障がい児が、可能な限り身近な地域において日常生活及び社会
生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの一層の充実や障がい児支援のニーズの多
様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図る
ことを目標とします。

また、国の「障害者基本計画（第5次）」、兵庫県の「第2期ひょうご障害者福祉計画」を
はじめ、「淡路市総合計画」、「淡路市地域福祉計画」を上位計画とし、「淡路市子ども・子育て
支援事業計画」、「淡路市成年後見制度利用促進基本計画」、「淡路市高齢者保健福祉計画
及び介護保険事業計画」等の関連計画との調和を図ったものとします。

■計画の位置づけ



■各計画の関連



2. 計画の期間

「第4次淡路市障がい者基本計画」については、令和6年度から令和11年度の6年間を計画期間とし、社会状況の変化等に対応するため必要に応じて中間年（令和8年度）に見直しを行います。「第7期淡路市障がい福祉計画」「第3期淡路市障がい児福祉計画」については、国の基本指針に即して、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

なお、いずれの計画ともに、市町村は、定期的に計画について調査、分析、評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等を行うこととされています（PDCAサイクル）。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
第4次淡路市障がい者基本計画						
計画の一体化		↑↓	計画見直し	↑↓	計画の一体化	
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画			第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画			

第3節 計画の策定体制

1. アンケート調査等の実施

本計画の策定にあたっては、障がいをお持ちの方の実態や意向を把握するために障害福祉サービス利用者、障害者手帳等所持者及び自立支援医療（精神通院医療）利用者を対象に「障がいのある方の福祉に関するアンケート調査」の実施、また、障がい者団体及び障害福祉サービス事業所に対しヒアリングを行い、計画に反映することに努めました。

2. 淡路市障害福祉計画等策定委員会での審議

障がい者やその家族を含めた当事者や障害福祉サービス事業所の代表者の意見、また学識経験のある方の専門的な意見等を計画に反映するため、16名の委員で構成する「淡路市障害福祉計画等策定委員会」を設置し、審議を重ね、その意見を踏まえました。

3. パブリックコメントの実施

淡路市障害福祉計画等策定委員会で検討された計画素案を、ホームページ等において公表し、市民の考えや意見を聴くパブリックコメントを実施しました。

第4節 計画の推進体制

1. 市民・事業者・地域などとの協働の推進

障がい者団体やボランティアグループ、地域の組織、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPOなど、様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの推進を図ります。

2. 市内の包括的支援体制

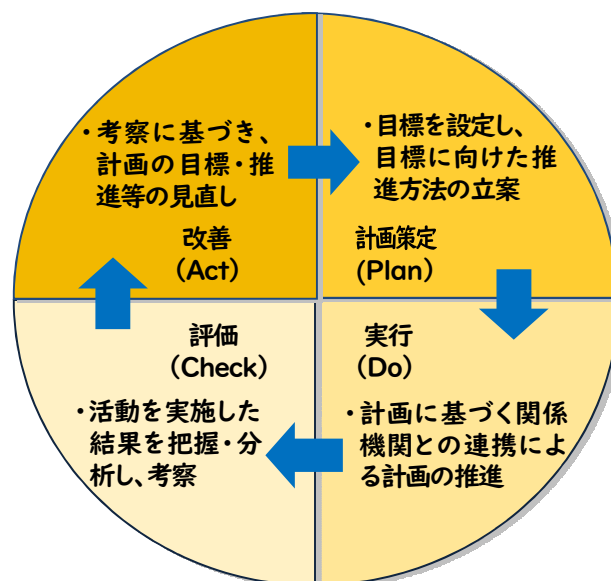
本計画の推進にあたっては、福祉のほかにも、教育、保育、保健・医療、就労等の各分野における全庁的な取り組みが必要であり、市内各課の連携を強化し、包括的な支援体制のもと計画の推進に取り組みます。

3. 兵庫県及び淡路圏域での連携による計画の推進

障がい福祉施策の基盤整備においては、近隣自治体(淡路圏域)と協同で進めることがふさわしい施策については連携し、計画を推進していきます。

4. 計画の達成状況の点検及び評価

各施策の実施状況等について、淡路市障害福祉計画等策定委員会において計画の進捗管理を行い達成状況の点検及び評価を行います。また、次期計画に向けて評価の反映を行なうための協議を実施します。



第2章 淡路市の現状

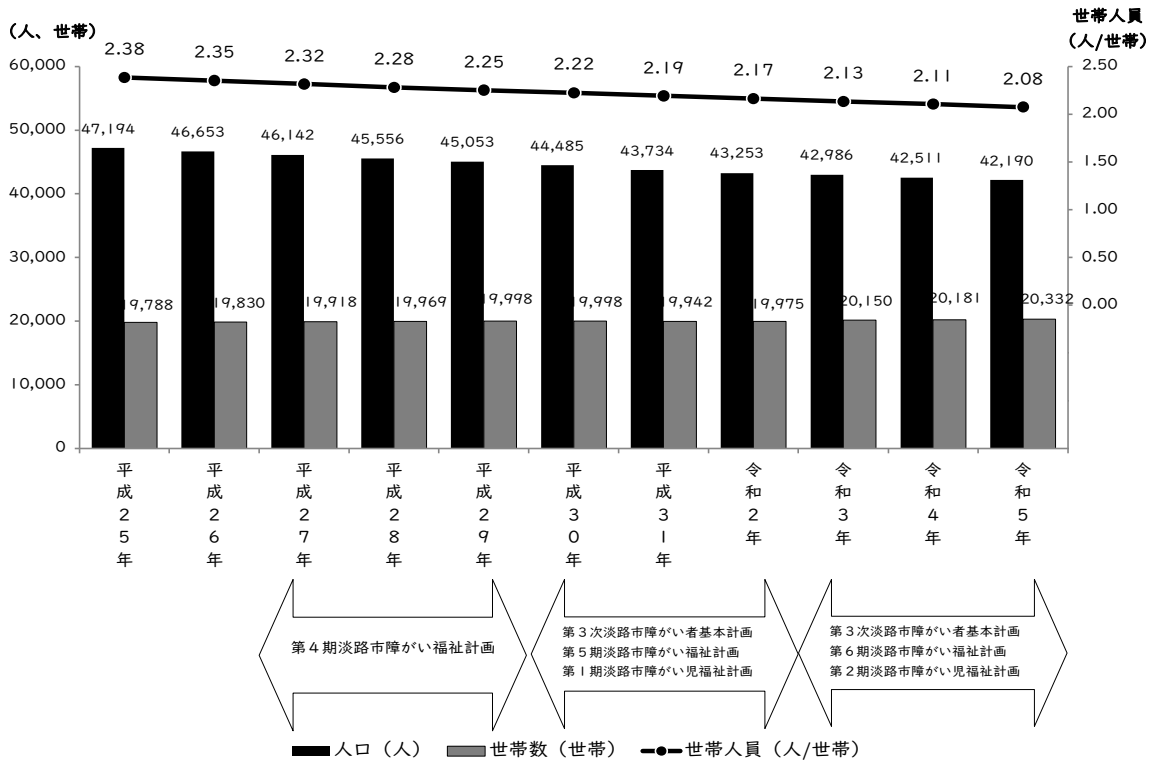
第1節 障がいのある方を取り巻く現状

1. 人口の推移

淡路市の総人口は平成25年47,194人から減少傾向で推移し、令和5年は平成25年に比べて5,004人(10.6%)の減少で、42,190人となっています。世帯数は平成25年19,788世帯から横ばい傾向で推移し、令和5年は平成25年に比べて544世帯(2.7%)の微増で、20,332世帯となっています。

以上のような総人口と世帯の傾向により、1世帯あたり人員は平成25年の2.38人から微減傾向で推移し、令和5年は平成25年に比べて1世帯あたり0.3人(12.6%)の減少で、2.08人となっています。

図 淡路市の人口、世帯、世帯人員の推移



	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人口(人)	44,485	43,734	43,253	42,986	42,511	42,190
世帯数(世帯)	19,998	19,942	19,975	20,150	20,181	20,332
世帯人員(人/世帯)	2.22	2.19	2.17	2.13	2.11	2.08

資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

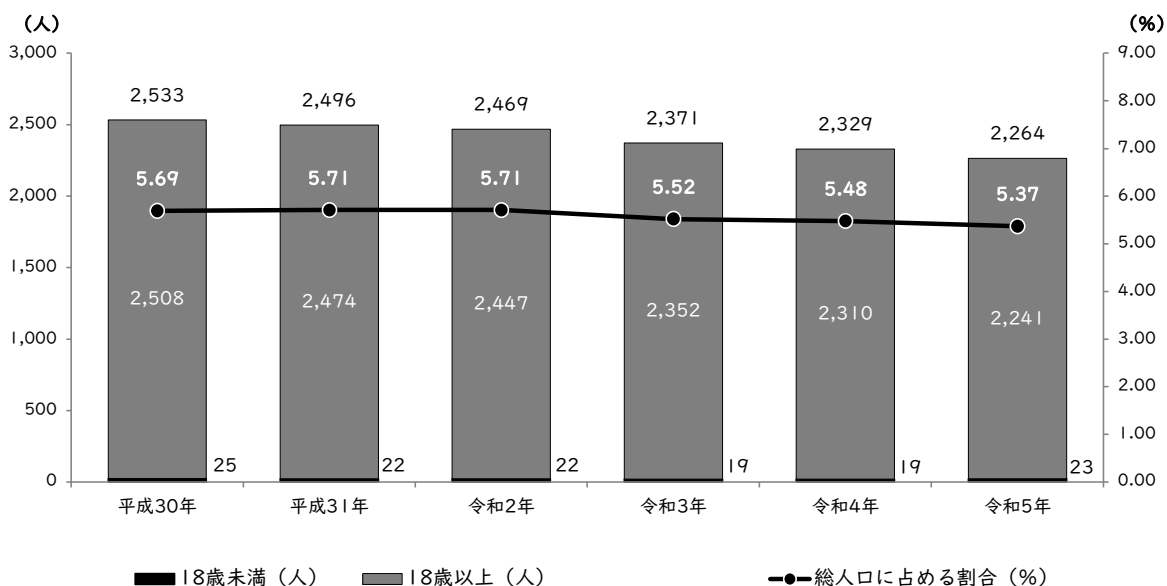
2. 身体障害者手帳所持者数の推移

(1) 年齢別身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は、平成30年2,533人から減少傾向で推移し、令和5年は平成30年に比べて269人(10.6%)の減少で、2,264人となっています。

身体障害者手帳所持者数の総人口に占める割合は、平成30年5.69%から横ばい傾向で推移しますが令和3年から減少に転じ、令和5年は平成30年に比べて0.32ポイントの減少で、5.37%となっています。

■ 年齢階層別身体障害者手帳所持者の推移と人口に占める割合



	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満 (人)	25	22	22	19	19	23
18歳以上 (人)	2,508	2,474	2,447	2,352	2,310	2,241
合計 (人)	2,533	2,496	2,469	2,371	2,329	2,264
総人口に占める割合 (%)	5.69	5.71	5.71	5.52	5.48	5.37

資料：手帳所持者数／地域福祉課調べ（各年3月末日現在）

総人口／住民基本台帳（各年3月末日現在）

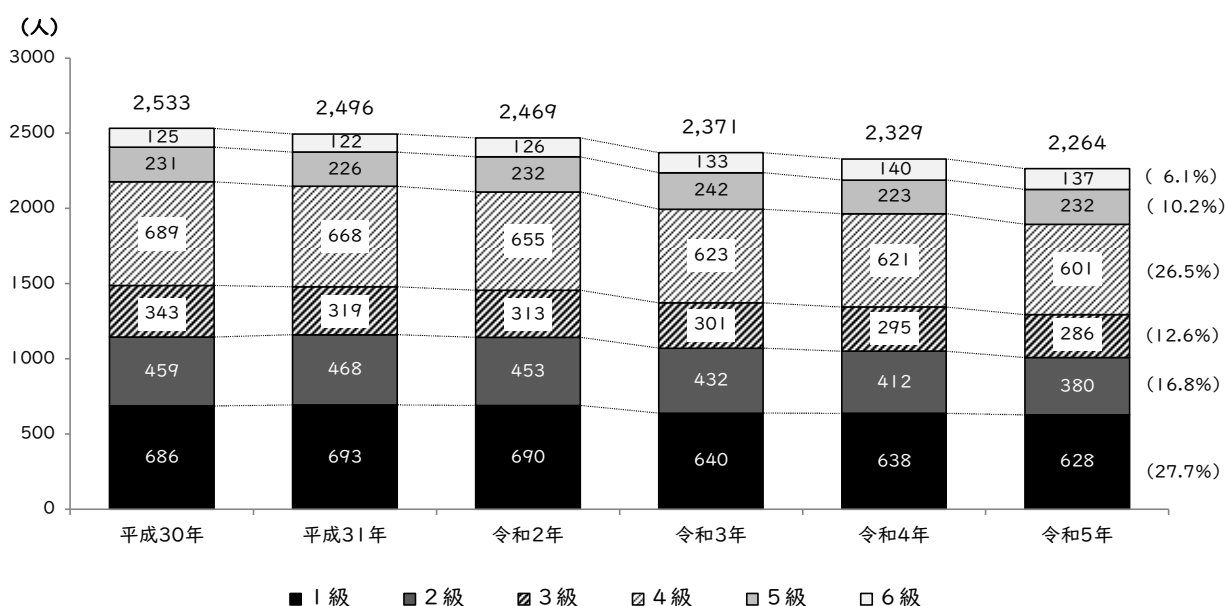
(2) 障がいの等級別身体障害者手帳所持者数

平成30年の障がいの等級別身体障害者手帳所持者数は「1級」686人、「4級」689人で、ともに減少傾向で推移し、令和5年は「1級」628人(8.5%減)、「4級」601人(12.8%減)となっています。「2級」、「3級」についても減少傾向で推移しています。

「6級」は増加、「5級」は横ばい傾向で推移しています。

令和5年の構成比は、「1級」27.7%、「2級」16.8%、「3級」12.6%、「4級」26.5%、「5級」10.2%、「6級」6.1%となっています。

■ 障がいの等級別身体障害者手帳所持者数の推移



(単位:人)

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	686	693	690	640	638	628
2級	459	468	453	432	412	380
3級	343	319	313	301	295	286
4級	689	668	655	623	621	601
5級	231	226	232	242	223	232
6級	125	122	126	133	140	137
合計	2,533	2,496	2,469	2,371	2,329	2,264

資料：地域福祉課調べ（各年3月末日現在）

(3) 障がいの種類別身体障害者手帳所持者数

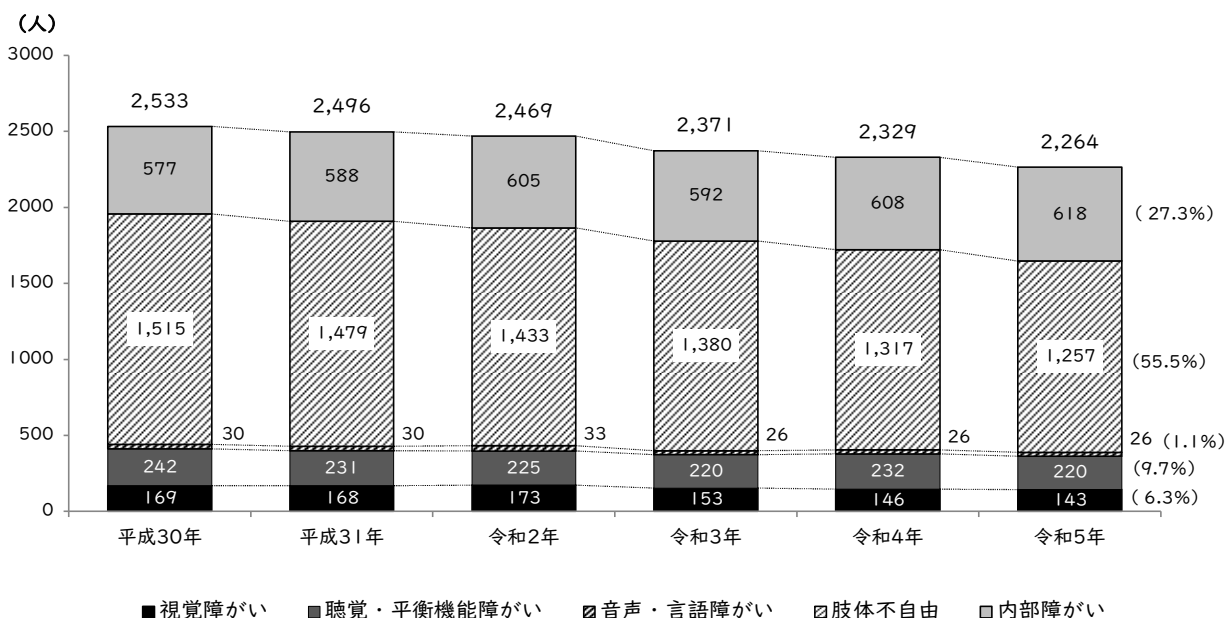
平成30年の障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の「肢体不自由」は1,515人となっていますが、令和5年は1,257人(17.0%減)となり、減少傾向で推移しています。

「視覚障がい」、「聴覚・平衡機能障がい」、「音声・言語障がい」も同様に減少傾向で推移しています。

平成30年の「内部障がい」577人は、増加傾向で推移し、令和5年は618人(7.1%増)となっています。

令和5年の構成比は、「視覚障がい」6.3%、「聴覚・平衡機能障がい」9.7%、「音声・言語障がい」1.1%、「肢体不自由」55.5%、「内部障がい」27.3%となっています。

■ 障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移



(単位:人)

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障がい	169	168	173	153	146	143
聴覚・平衡機能障がい	242	231	225	220	232	220
音声・言語障がい	30	30	33	26	26	26
肢体不自由	1,515	1,479	1,433	1,380	1,317	1,257
内部障がい	577	588	605	592	608	618
合計	2,533	2,496	2,469	2,371	2,329	2,264

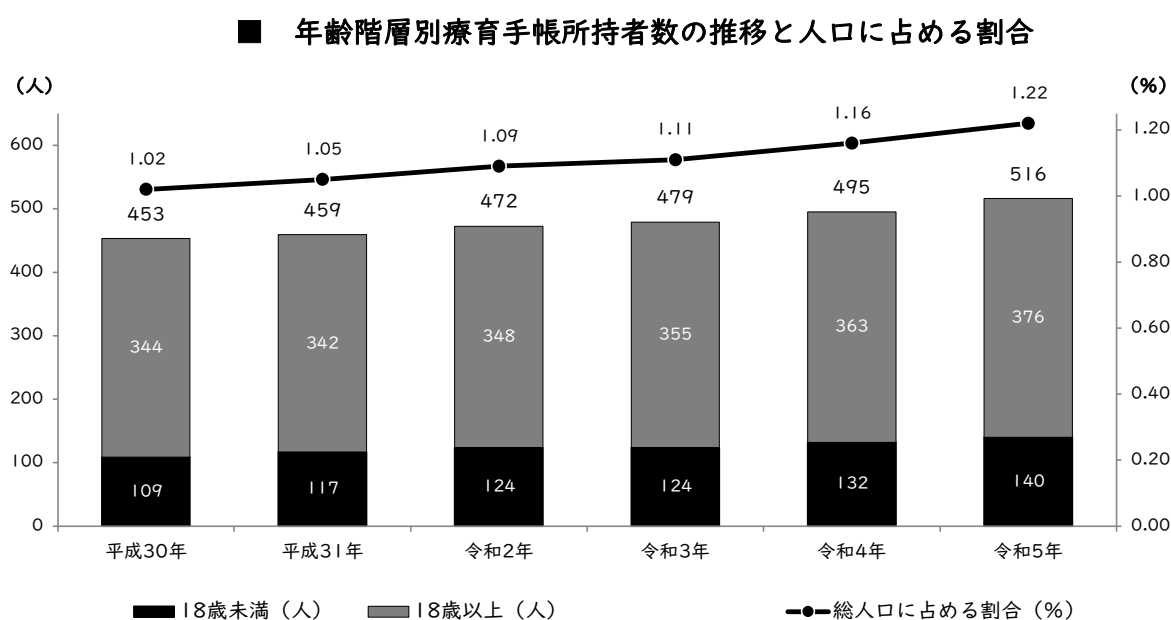
資料：地域福祉課調べ（各年3月末日現在）

3. 療育手帳所持者数の推移

(1) 年齢別療育手帳所持者数

平成30年の療育手帳所持者数は、「18歳未満」109人、「18歳以上」344人、合計453人でしたが、「18歳未満」「18歳以上」とも増加傾向で推移し、令和5年は「18歳未満」140人（28.4%増）、「18歳以上」376人（9.3%増）となっています。

療育手帳所持者数の総人口に占める割合は、平成30年1.02%、その後増加傾向で推移し、令和5年は平成30年に比べて0.20ポイント増加の1.22%となっています。



	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満(人)	109	117	124	124	132	140
18歳以上(人)	344	342	348	355	363	376
合計(人)	453	459	472	479	495	516
総人口に占める割合(%)	1.02	1.05	1.09	1.11	1.16	1.22

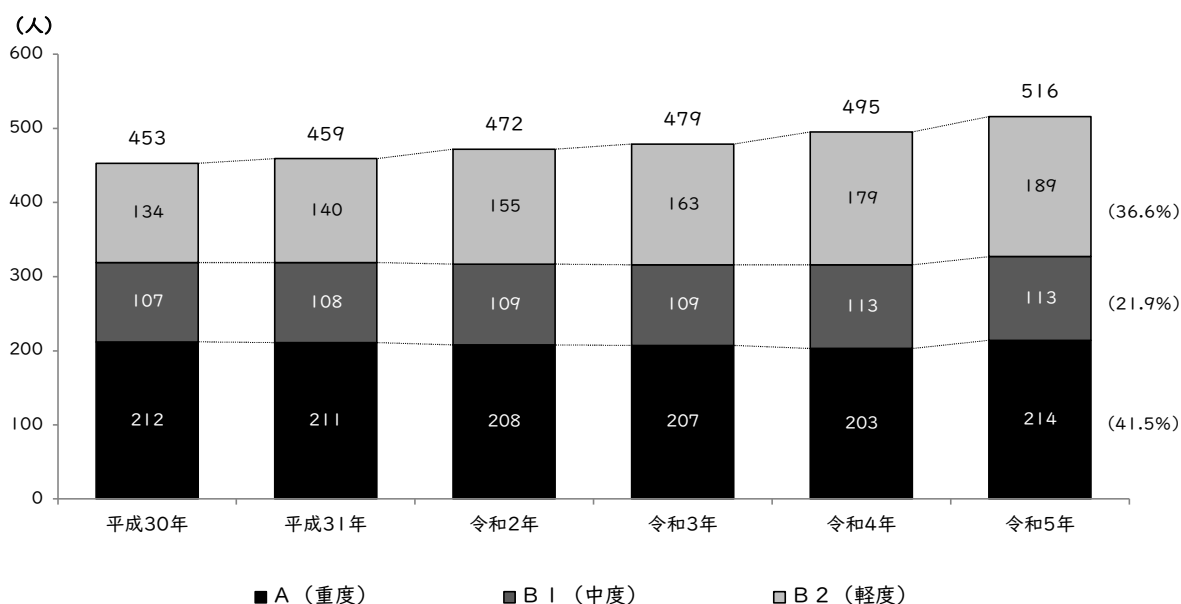
資料：手帳所持者数／地域福祉課調べ（各年3月末日現在）
総人口／住民基本台帳（各年3月末日現在）

(2) 障がいの等級別療育手帳所持者数

平成30年の障がいの等級別療育手帳所持者数は、「A（重度）」212人、「B1（中度）」107人、「B2（軽度）」134人で、「A（重度）」は横ばい、「B1（中度）」、「B2（軽度）」は増加傾向で推移し、令和5年は「A（重度）」214人（0.9%増）、「B1（中度）」113人（5.6%増）、「B2（軽度）」189人（41.0%増）となっています。

令和5年の構成比は、「A（重度）」41.5%、「B1（中度）」21.9%、「B2（軽度）」36.6%となっています。

■ 障がいの等級別療育手帳所持者数の推移



(単位:人)

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A（重度）	212	211	208	207	203	214
B1（中度）	107	108	109	109	113	113
B2（軽度）	134	140	155	163	179	189
合計	453	459	472	479	495	516

資料：地域福祉課調べ（各年3月末日現在）

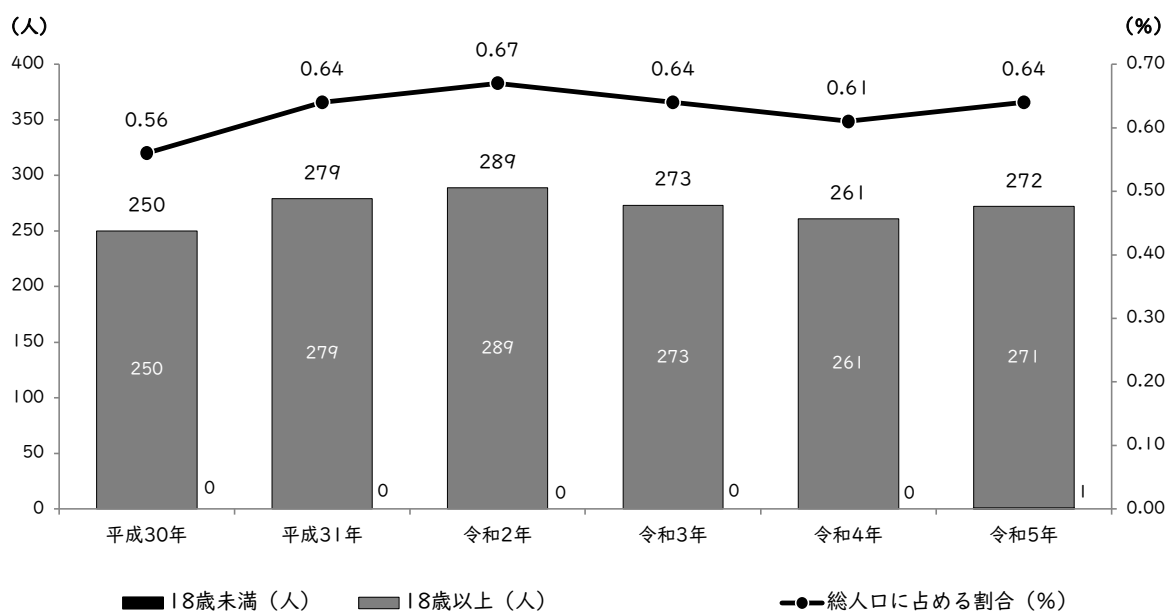
4. 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(1) 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数

平成30年の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、「18歳未満」0人、「18歳以上」250人で、その後「18歳以上」は増加傾向で推移し、令和3年はやや減少、その後横ばい傾向となっています。「18歳未満」は令和5年度に1人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の総人口に占める割合は、平成30年0.56%で、微増減傾向で推移し、令和5年は0.64%と、平成30年に比べ0.08ポイント増加しています。

■ 年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移と人口に占める割合



	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満(人)	0	0	0	0	0	1
18歳以上(人)	250	279	289	273	261	271
合計(人)	250	279	289	273	261	272
総人口に占める割合(%)	0.56	0.64	0.67	0.64	0.61	0.64

資料：手帳所持者数／地域福祉課調べ（各年3月末日現在）

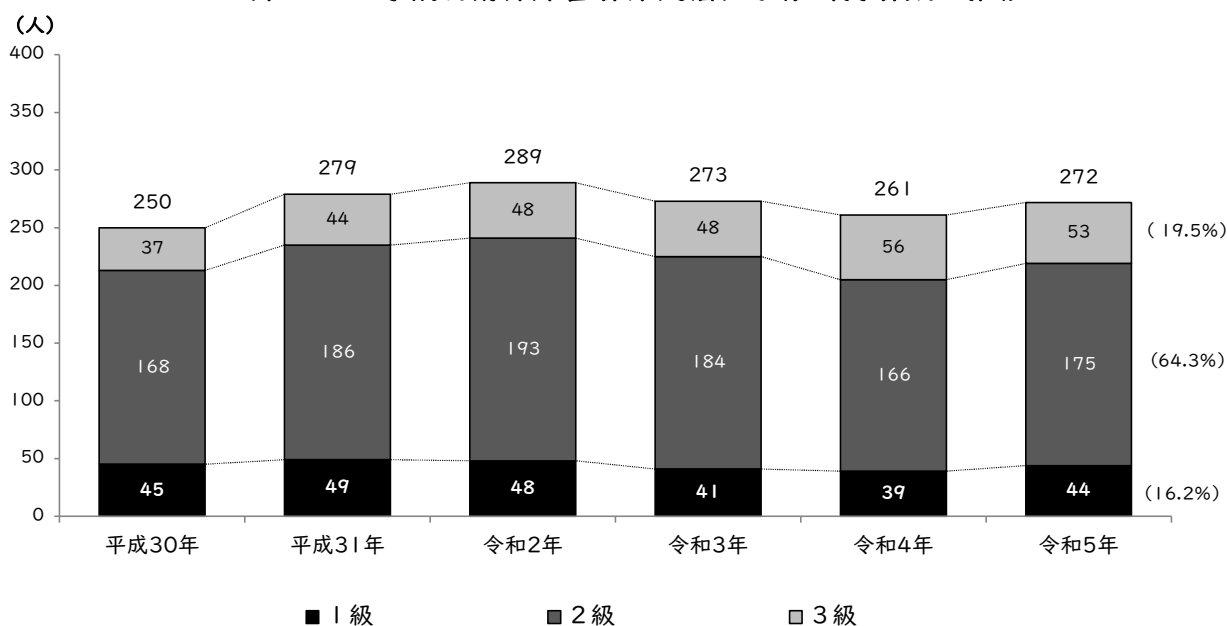
総人口／住民基本台帳（各年3月末日現在）

(2) 障がいの等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

平成30年の障がいの等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数は、「1級」45人、「2級」168人、「3級」37人で、その後「1級」「2級」は横ばい傾向、「3級」は増加傾向で推移し、令和5年は「1級」44人(2.2%減)、「2級」175人(4.2%増)、「3級」53人(43.2%増)となっています。

令和5年の構成比は、「1級」16.2%、「2級」64.3%、「3級」19.5%となっています。

■ 障がいの等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(単位:人)

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	45	49	48	41	39	44
2級	168	186	193	184	166	175
3級	37	44	48	48	56	53
合計	250	279	289	273	261	272

資料：地域福祉課調べ（各年3月末日現在）

5. 障害者手帳所持者の年齢構成

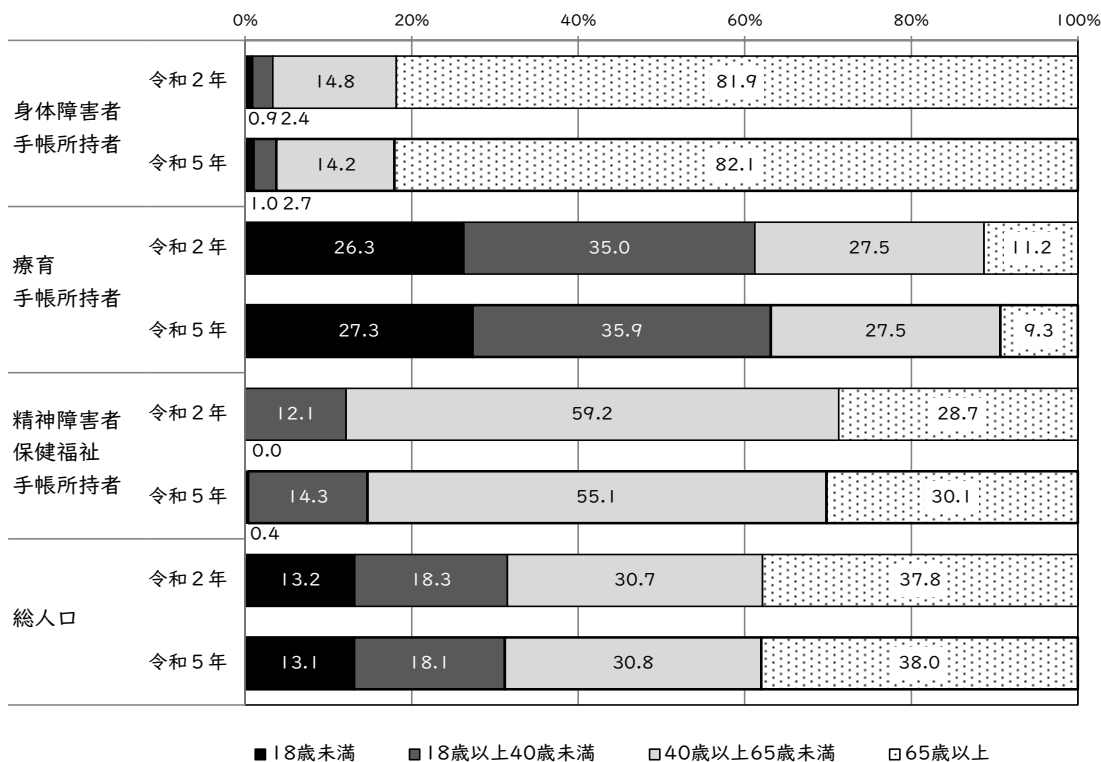
令和5年の障害者手帳所持者の年齢構成をみると、

【身体障害者手帳】は、令和5年の「18歳未満」1.0%、「18歳以上40歳未満」2.7%、「40歳以上65歳未満」14.2%、「65歳以上」82.1%で、令和2年に比べると、「18歳未満」0.1ポイント増、「18歳以上40歳未満」0.3ポイント増、「40歳以上65歳未満」0.6ポイント減、「65歳以上」0.2ポイント増となっています。

【療育手帳】は、令和5年の「18歳未満」27.3%、「18歳以上40歳未満」35.9%、「40歳以上65歳未満」27.5%、「65歳以上」9.3%で、令和2年に比べると、「18歳未満」1.0ポイント増、「18歳以上40歳未満」0.9ポイント増、「40歳以上65歳未満」増減なし、「65歳以上」1.9ポイント減となっています。

【精神障害者保健福祉手帳】は、令和5年の「18歳未満」0.4%、「18歳以上40歳未満」14.3%、「40歳以上65歳未満」55.1%、「65歳以上」30.1%で、令和2年に比べると、「18歳未満」0.4ポイント増、「18歳以上40歳未満」2.2ポイント増、「40歳以上65歳未満」4.1ポイント減、「65歳以上」1.4ポイント増となっています。

■ 障害者手帳所持者の年齢構成



資料：手帳所持者数／地域福祉課調べ（各年3月末日現在）
総人口／住民基本台帳（各年3月末日現在）

第2節 障がいのある方の福祉に関するアンケート調査概要

1. 調査について

- 「第4次淡路市障がい者基本計画」「第7期淡路市障がい福祉計画・第3期淡路市障がい児福祉計画」を策定するにあたり、障がいのある方の生活状況や福祉サービスの利用状況及びご意見などを把握し、計画策定の基礎資料を得ること、また障がい者福祉施策を進める際の参考とすることを目的に「障がいのある方の福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

2. 調査の概要

	障がいのある方の福祉に関するアンケート
調査対象者	令和5年7月1日現在、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、障害福祉サービス及び自立支援医療（精神通院医療）を利用している方
配布数	1,483 通 身体障害者手帳所持者 579 通、療育手帳所持者 180 通、精神障害者保健福祉手帳所持者 173 通、障害福祉サービス利用者 406 通、児童通所給付利用者 85 通、自立支援医療（精神通院医療）利用者 60 通
調査方法	郵送配布・郵送回収または手渡しによる配布・回収
有効回収数／率	574 票（障がい者 512 票 障がい児 62 票）／38.7%
調査実施期間	令和5年8月3日（木）～令和5年8月25日（金）

3. 調査結果の見方

- 図中の「合計」は無回答（回答なし）を含みます。
- 図及び表の“N”は各設問における母数を表しています。
- 調査結果は、原則として障がいの種類別に表示しています。
 - ・「身体」と表記：身体障がい者（身体障害者手帳所持者）
 - ・「知的」と表記：知的障がい者（療育手帳所持者＋療育手帳を所持しない障害福祉サービスの利用者）
 - ・「精神」と表記：精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者＋自立支援医療（精神通院医療）利用者＋精神障害者保健福祉手帳を所持しない障害福祉サービスの利用者）
 - ・「複数」と表記：複数の手帳を所持している方
 - ・除外する項目：障害者手帳の所持に関して「無回答」。但し、「合計」には含まれます

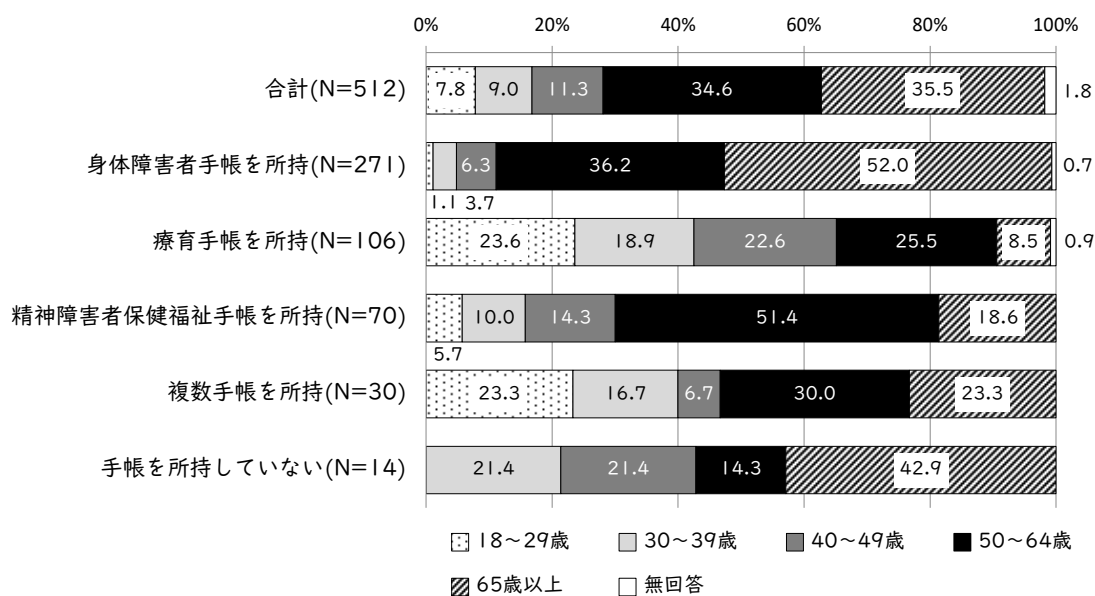
4. 調査結果の概要

(1) 「あなた」について（障がい種別ごとの特徴）

身体	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の方が5割となっています。 ・7割の方が自宅で生活しています。 ・家族と同居が7割で、自宅で一人暮らしが2割となっています。
療育	<ul style="list-style-type: none"> ・64歳以下の方が9割となっています。 ・自宅で生活している方が6割で、施設等に入所している方が2割となっています。 ・家族と同居が7割で、グループホームが2割となっています。
精神	<ul style="list-style-type: none"> ・64歳以下の方が8割で、40歳～64歳の方が6割となっています。 ・自宅で生活している方が7割となっています。 ・家族と同居が7割で、自宅で一人暮らしが1割となっています。
複数	<ul style="list-style-type: none"> ・64歳以下の方が8割となっています。 ・自宅で生活している方が7割で、施設等に入所している方が2割となっています。 ・家族と同居が5割で、施設や病院が2割となっています。

■年齢について

回答者の多くは、50歳以上となりました。

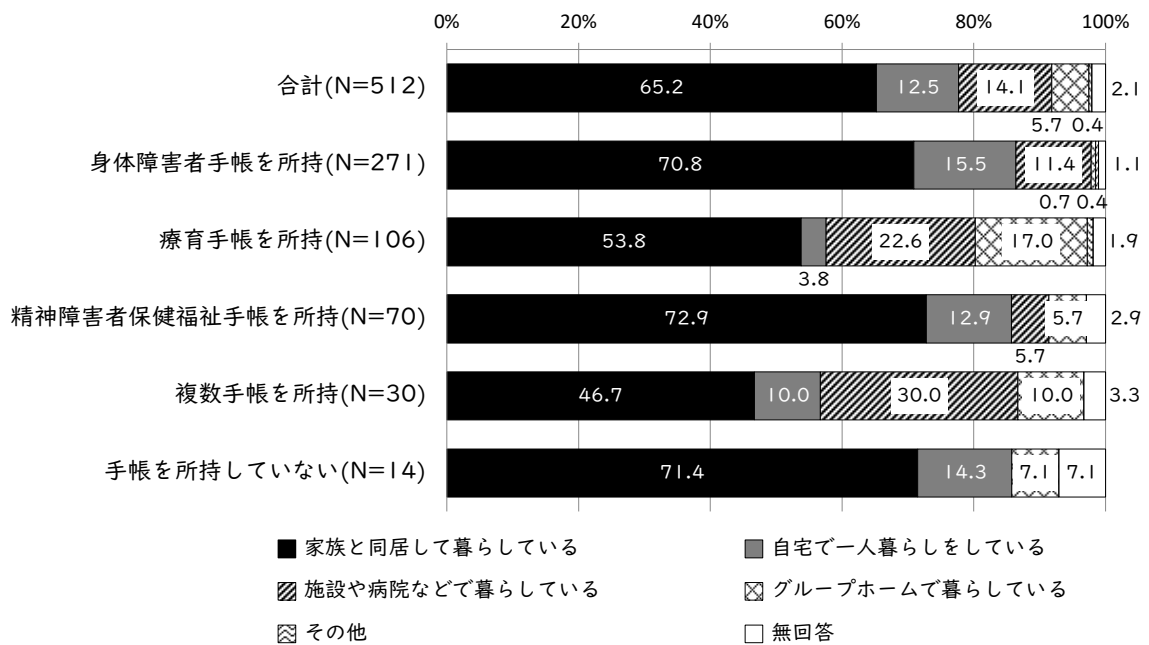


(1) 現在の生活などについて

○障がい種別にかかわらず、家族と同居しているという方が7割近くとなっています。

○同居者は本人を含む、2人～3人が多く、そのうち65歳以上の高齢者が2人以上と回答された方が5割近くとなっています。

■どなたと暮らしていますか



(2) 主な介助者やその年齢など

○「介助を必要としない」は3割で、身体は4割、療育は1割、精神は2割となっています。

○主な介助者は、身体では「配偶者」「施設職員等」、療育、複数手帳では、「母親」「施設職員等」、精神では「母親」「配偶者」となっています。全体的に、ヘルパーが介護者である方も多くみられます。

○主な介助者の高齢化が進んでいます。

■主な介助者

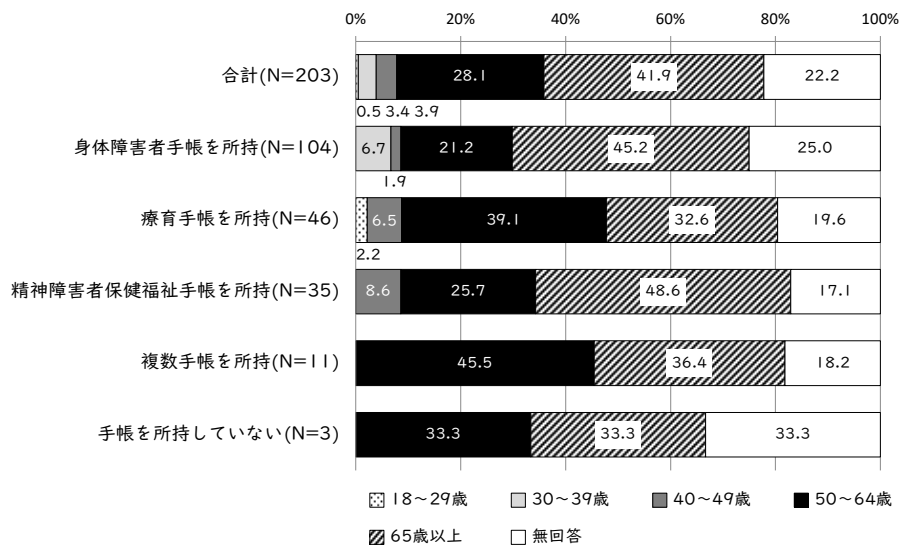
	配偶者	父親	母親	子	子の配偶者(男性)	子の配偶者(女性)	祖父	祖母	せき 兄弟・姉妹・孫・親	近所の人 友だち・知り合い・	ボランティア	その他	ヘルパーや施設職員	頼める人がいない	無回答
合計(N=334)	21.6	5.1	20.4	3.6	0.9			0.3	7.5	0.3		1.2	18.3	0.3	20.7
身体障害者手帳を所持(N=152)	36.8	5.3	5.9	6.6	1.3				11.8			0.7	15.8		15.8
療育手帳を所持(N=91)	2.2	4.4	37.4					1.1	5.5				23.1		26.4
精神障害者保健福祉手帳を所持(N=51)	23.5	5.9	25.5	2.0	2.0				2.0	2.0		5.9	7.8	2.0	21.6
複数手帳を所持(N=25)	4.0		36.0	4.0									28.0		28.0
手帳を所持していない(N=4)		25.0	50.0										25.0		

■主な介助者の年齢

○「主な介助者」の年齢は、「65歳以上」4割、「50～64歳」3割となっています。「主な介助者」の高齢化が進んでいます。

○「65歳以上」は、身体5割、療育3割、精神5割となっています。

○療育では、「50～64歳」が4割となっています。



○主な介助者が一時的に介助できなくなった場合、「家族・親せきに頼む」は4割ですが、次に「ショートステイを利用する」、「ホームヘルパーに頼む」となっています。

■主な介助者が一時的に介助できなくなった場合

	家族・親せきに頼む	友人・近所の人に頼む	ボランティアに頼む	ホームヘルパーに頼む	ショートステイを利用する	その他	わからない	無回答
合計(N=203)	44.3	4.4	2.5	9.4	15.8	5.4	36.5	4.4
身体障害者手帳を所持(N=104)	45.2	7.7	1.9	11.5	12.5	7.7	32.7	4.8
療育手帳を所持(N=46)	52.2		6.5	8.7	21.7		30.4	4.3
精神障害者保健福祉手帳を所持(N=35)	37.1	2.9		5.7	11.4	2.9	51.4	5.7
複数手帳を所持(N=11)	27.3				45.5	18.2	36.4	
手帳なし(N=3)	66.7						66.7	

○主な介助者が「介助」について4割近くの方が疲れを感じています。また、半数が自分の時間がなく、外出もできないとなっており、介助者への負担の大きさがうかがえる結果となっています。

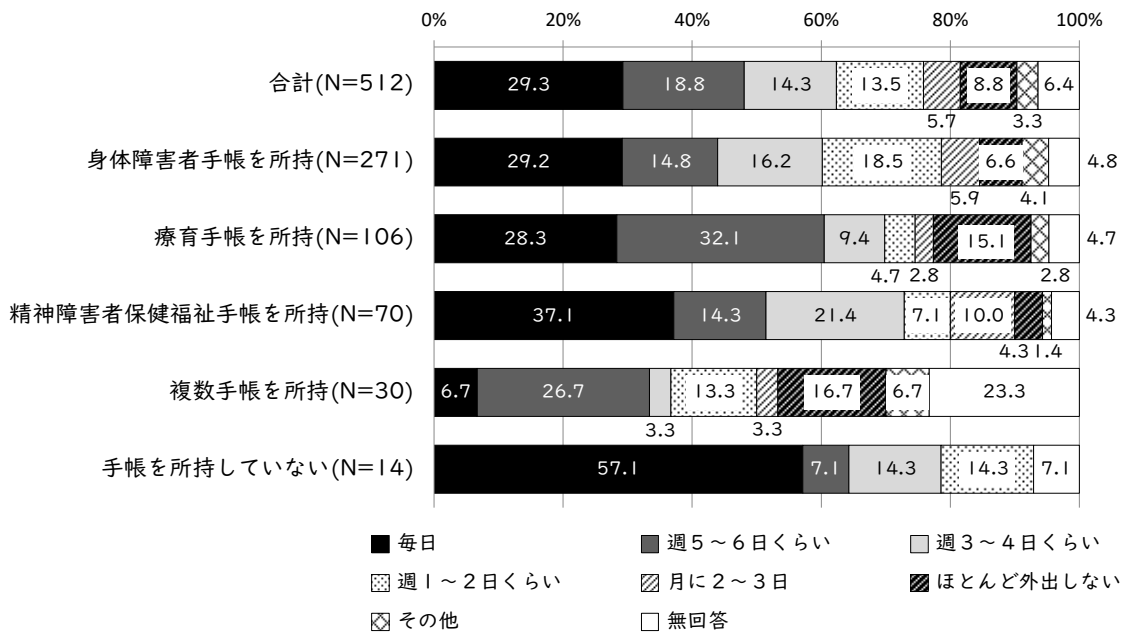
■主な介助者が、「介助」についてどのように感じているのか。

	て 生 い が い る 充 実 を 感 じ	仲 間 ・ 友 人 が で き た	心 身 が 疲 れ る	自 分 の 時 間 が 持 て な い	い 思 う よ う に 外 出 で き な い	経 済 的 負 担 が 大 き い	い 仕 事 を し た い が で き な い	家 事 が 十 分 に で き な い	そ の 他	わ か ら な い	無 回 答
合計(N=203)	11.8	4.9	38.4	22.7	21.7	20.2	7.4	9.9	7.4	14.8	18.2
身体障害者手帳を所持(N=104)	11.5	4.8	32.7	19.2	21.2	20.2	4.8	9.6	5.8	17.3	20.2
療育手帳を所持(N=46)	10.9	4.3	47.8	28.3	26.1	23.9	13.0	8.7	10.9	10.9	13.0
精神障害者保健福祉手帳を所持(N=35)	14.3	5.7	45.7	22.9	14.3	17.1	8.6	11.4	5.7	14.3	17.1
複数手帳を所持(N=11)	9.1		45.5	45.5	36.4	18.2		18.2	18.2		18.2
手帳を所持していない(N=3)					33.3	33.3	33.3			66.7	33.3

(3) 外出について

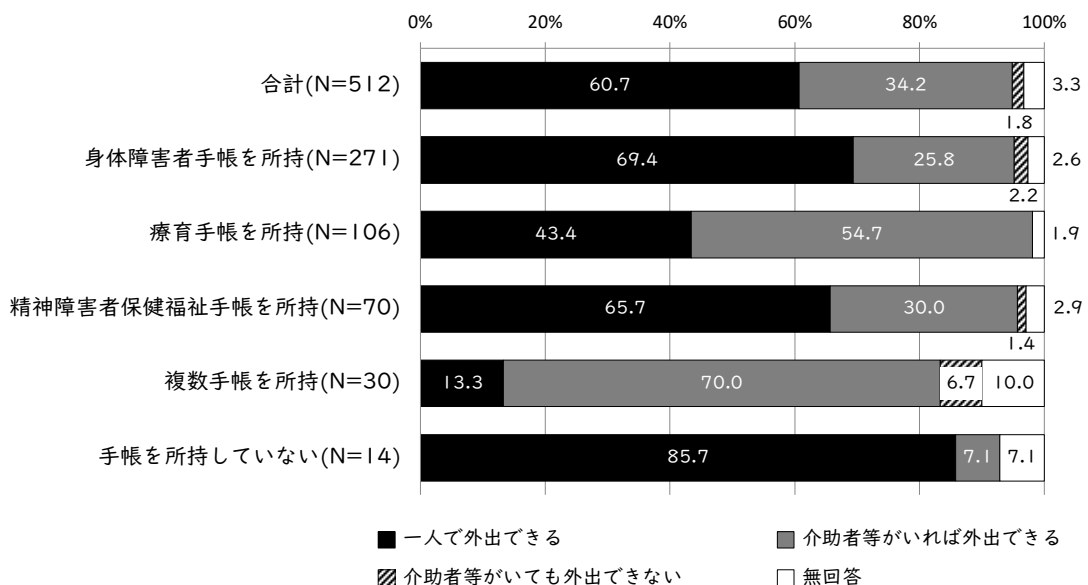
○ 毎日や週に5日～6日間外出するという方が多くみられます。月に2～3日やほとんど外出しない方も約1割います。

■外出の頻度（通勤、通学、通所等の外出を含む）



○ 「一人で外出できる」、「介助者等がいれば外出できる」が9割となっています。療育、複数では「介助者等がいれば外出できる」は5割で、身体や精神より高くなっています。

■一人での外出



○ 外出時の困りや、不安要素は交通手段の不便さや金銭的負担、体調の変化などの急な事態が起こることを心配する等の割合が高くなっています。

■外出時の困りごと

	交通手段（バスなど）が不便	外出に交通費などのお金がかかる	介助者などの確保が難しい	道路や施設などのバリアフリーが心配	コミュニケーション保障が心配	体調変化などの急な事態が心配	その他	特にはない	無回答
合計(N=512)	26.0	23.0	8.0	11.5	11.1	23.0	4.9	29.7	9.6
身体障害者手帳を所持(N=271)	23.6	23.2	7.0	15.5	5.9	24.7	4.4	30.3	9.6
療育手帳を所持(N=106)	26.4	19.8	7.5	2.8	20.8	14.2	6.6	34.0	11.3
精神障害者保健福祉手帳を所持(N=70)	28.6	34.3	5.7	4.3	14.3	31.4	7.1	27.1	4.3
複数手帳を所持(N=30)	40.0	13.3	26.7	36.7	20.0	23.3	3.3	6.7	10.0
手帳を所持していない(N=14)	14.3	28.6	7.1		7.1	21.4		35.7	21.4

(4) 相談について

- 相談したいときに必要だと思うことに、半数以上の方が身近な相談場所を求めていることがうかがえます。また、同じ窓口で総合的な相談ができる場所や、専門的な相談ができ、継続した相談ができることが求められています。

■相談するときに必要だと思うものについて

	あ る 身 近 な と こ ろ に 相 談 場 所 が	休 日 や 夜 間 で も 相 談 で き る	で き る メ ー ル や S N S な ど で 相 談	て く れ る 自 宅 な ど に 訪 問 し て 相 談 し	た 相 談 員 が 可 能 に 変 わ つ て も 継 続 し	が 専 門 的 な 相 談 が で き 、 助 言	の 情 報 場 所 で 医 療 、 福 祉 な ど	そ の 他	無 回 答
合計(N=512)	48.6	27.3	17.2	21.3	32.8	32.4	37.1	6.4	14.1
身体障害者手帳を所持(N=271)	45.8	28.4	17.3	21.0	26.2	35.1	37.6	5.2	14.8
療育手帳を所持(N=106)	58.5	21.7	19.8	16.0	44.3	27.4	30.2	12.3	13.2
精神障害者保健福祉手帳を所持(N=70)	50.0	32.9	17.1	30.0	42.9	38.6	50.0		8.6
複数手帳を所持(N=30)	43.3	30.0	6.7	23.3	40.0	30.0	46.7	13.3	3.3
手帳を所持していない(N=14)	57.1	28.6	28.6	21.4	28.6	35.7	28.6		28.6

○悩みや困りごとの相談先（複数回答）としては「家族・親戚」が7割、「かかりつけの医師」が3割、「障害福祉サービス事業所」が2割となっています。

■相談先について（複数回答）

	家族・親せき	障害福祉サービス事業所	計画相談支援事業所	民生委員・児童委員	社会福祉協議会	身体・知的・精神障害者相談員	淡路市基幹相談支援センター	市役所の職員	市の保健師	かかりつけの医師	ピアカウンセラー	職場の人	その他	相談する人はいない	無回答
合計(N=512)	69.9	22.5	8.0	2.0	12.3	6.8	3.1	11.7	2.5	32.4	0.6	5.1	10.0	3.9	4.7
身体障害者手帳を所持(N=271)	77.5	12.5	4.1	2.6	9.2	3.7	3.0	11.4	1.5	36.2		3.0	6.6	3.3	4.1
療育手帳を所持(N=106)	56.6	38.7	16.0	0.9	17.0	10.4	3.8	6.6	1.9	18.9		7.5	14.2	4.7	4.7
精神障害者保健福祉手帳を所持(N=70)	72.9	25.7	12.9	2.9	12.9	12.9	4.3	20.0	7.1	51.4	2.9	12.9	11.4	5.7	2.9
複数手帳を所持(N=30)	56.7	50.0	13.3		20.0	10.0	3.3	16.7	3.3	16.7			16.7	6.7	
手帳を所持していない(N=14)	64.3	21.4			14.3	7.1		14.3	7.1	21.4	7.1		21.4		14.3

■主な相談先について（1つ）

	家族・親せき	障害福祉サービス事業所	計画相談支援事業所	民生委員・児童委員	社会福祉協議会	身体・知的・精神障害者相談員	淡路市基幹相談支援センター	市役所の職員	市の保健師	かかりつけの医師	ピアカウンセラー	職場の人	その他	相談する人はいない	無回答
合計(N=512)	33.0	5.1	1.4	0.4	1.2	1.4	0.4	0.8	0.4	2.1			1.8	1.4	50.8
身体障害者手帳を所持(N=271)	38.7	1.8	0.7	0.7	1.1	2.2	0.4	0.7	0.4	2.2			1.5	1.1	48.3
療育手帳を所持(N=106)	25.5	14.2	1.9		2.8		0.9			0.9				0.9	52.8
精神障害者保健福祉手帳を所持(N=70)	28.6	2.9	2.9			1.4		2.9		4.3			4.3	2.9	50.0
複数手帳を所持(N=30)	26.7	13.3	3.3						3.3					3.3	50.0
手帳を所持していない(N=14)	50.0												7.1		42.9

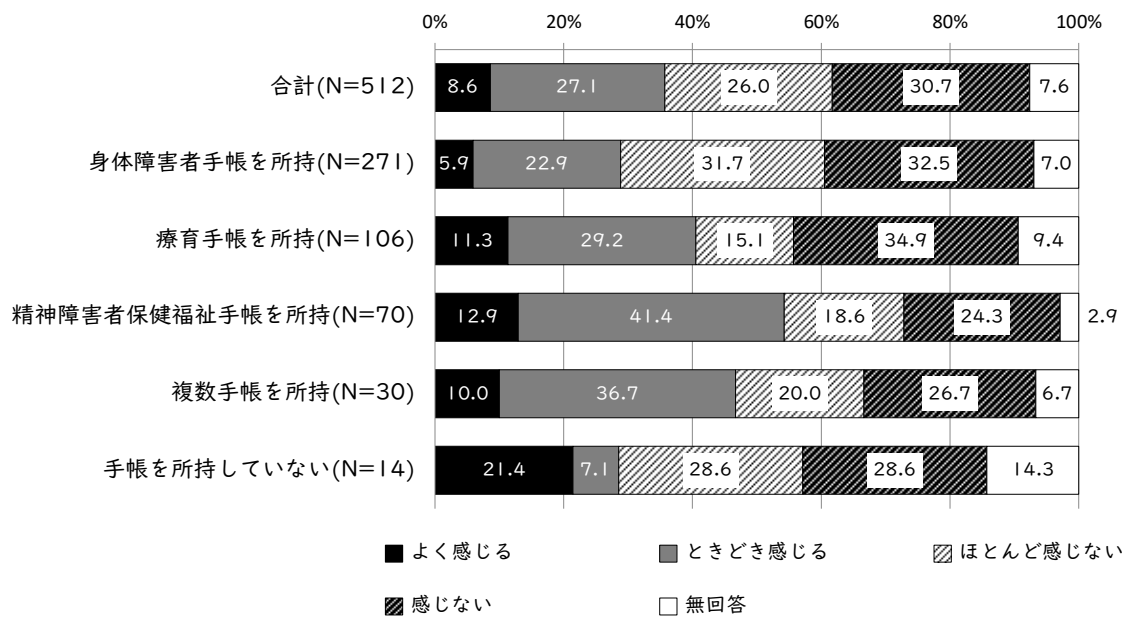
(5) 障がい者差別や人権・権利について

○障がいに対する差別や偏見を『感じる』では、身体は3割、療育は4割、精神は5割以上と高くなっています。

また、『感じない』では、身体は6割、療育は5割、精神では4割と低くなっています。

差別等を感じる場面は個人の意識にかかわる「人間関係」が多く、次に「街の中での視線」となっています。今後も障がいへの理解、啓発が必要です。

■障がい者に対する差別について



○社会環境の変化(障がい者の人権尊重と合理的配慮、障がい者に関わる制度、障がい者の就労、障がい者の移動手段、障がい者の意思疎通手段)については、全体的に「わからない」「変わらない」が多くなっています。

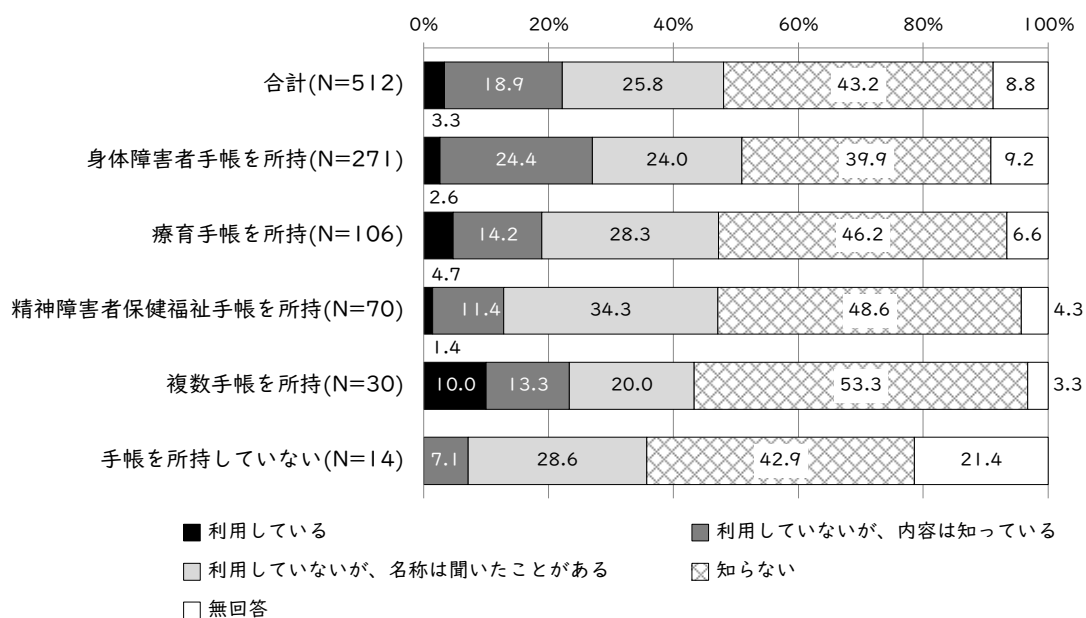
○「前進した」と「どちらかといえば前進した」を合わせた数値では、「障がい者の人権尊重と合理的配慮」「障がい者に関わる制度」「障がい者の就労」「障がい者の移動手段」は2割前後で、「障がい者の情報伝達(意思疎通)手段」は1割とさらに低くなっています。このことから、今後、より一層の取り組みが必要です。

■この5年の間、障がい者を取りまく環境について

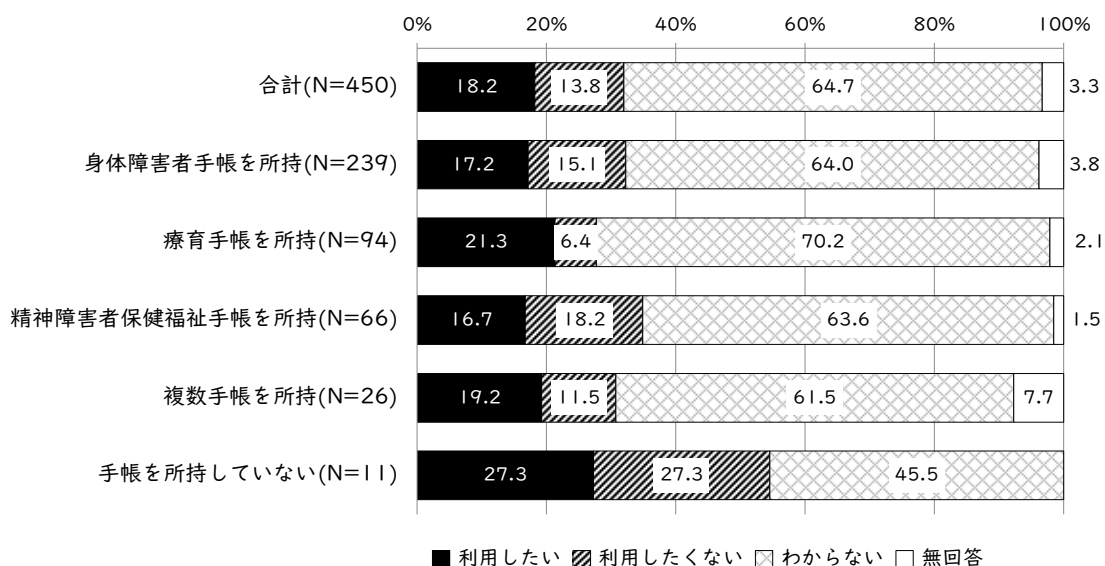
	前進した	どちらかといえば前進した	5年前と変わらない	どちらかといえば後退した	後退した	わからない	無回答
①障がい者の人権尊重と合理的配慮について	6.4	14.1	27.3	1.8	1.8	36.7	11.9
②障がい者に関わる制度について	5.9	13.3	27.3	2.9	1.6	37.1	11.9
③障がい者の就労について	5.7	12.3	24.8	2.7	3.9	38.1	12.5
④障がい者の移動手段について	4.9	11.7	30.9	3.9	2.1	33.8	12.7
⑤障がい者の情報伝達(意思疎通)手段について	3.9	9.6	30.3	2.3	2.0	39.6	12.3

○成年後見制度を「利用している」方は約3%となっています。また、制度を知らないという方も4割強となっており、「将来的に利用意向」の方は、身体、療育、精神、複数とも2割となっています。

■成年後見制度の認知



■成年後見制度の今後の利用意向



(5) 防災について

- 「避難所を知らない」方や、「避難所まで行けない」方を合わせると半数近くとなっています。避難場所の周知や、避難方法についての検討が必要です。また、知的・精神については、「知らない人と一緒にいることができない」方もいることから、福祉避難所の設置場所や支援方法など検討が必要です。

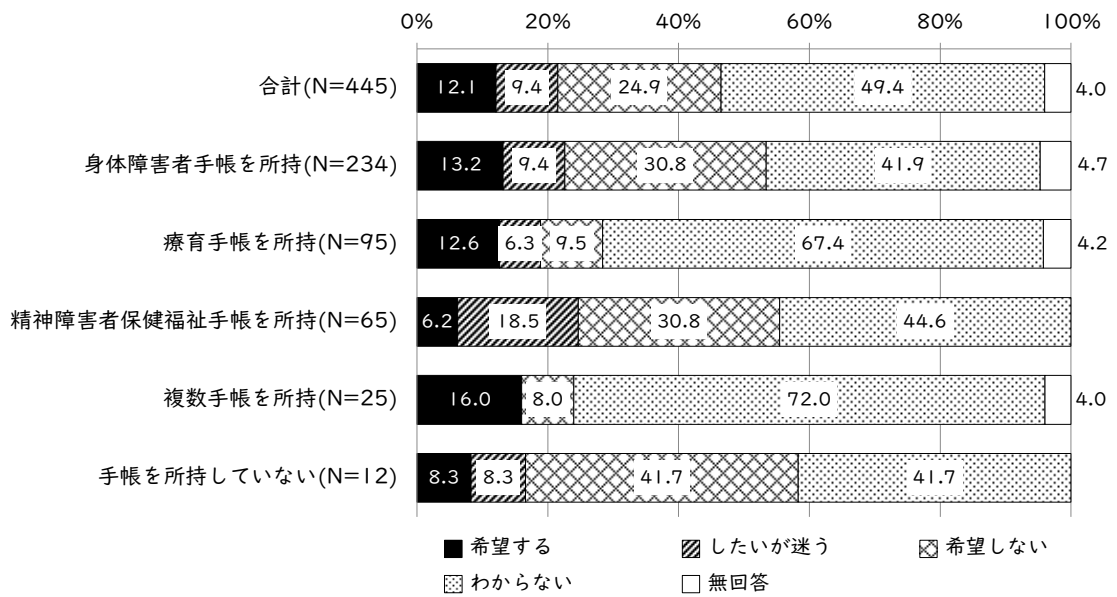
■地震など災害時に困ること

	特に困ることはない（一人でできる）	避難所を知らない	避難所まで行けない（避難所が遠い、移動手段がないなど）	緊急時の介助者がいない	近所に頼れる人がいない	緊急時に情報を得る手段がない	避難所で医療ケアなどが受けられるか不安	福祉避難所*1の利用の仕方がわからない	知らない人と一緒にいることができない	避難所がバリアフリーに対応していない	その他	無回答
合計(N=512)	25.2	20.1	21.3	10.2	12.5	11.5	18.4	11.7	15.2	8.4	8.0	16.4
身体障害者手帳を所持(N=271)	29.5	16.6	21.8	9.6	10.3	10.0	22.5	8.5	7.4	12.2	6.3	13.7
療育手帳を所持(N=106)	17.0	21.7	22.6	9.4	10.4	14.2	10.4	17.9	24.5	0.9	14.2	20.8
精神障害者保健福祉手帳を所持(N=70)	25.7	25.7	20.0	15.7	24.3	15.7	18.6	15.7	30.0	5.7	4.3	15.7
複数手帳を所持(N=30)	13.3	33.3	30.0	13.3	20.0	13.3	16.7	20.0	23.3	16.7	16.7	13.3
手帳を所持していない(N=14)	35.7	14.3	14.3	7.1	14.3		14.3					28.6

○現在、避難行動要支援者（災害時要援護者）名簿に登録している方は、わずかしかいませんが、登録していない方の内、2割が「登録を希望」しています。

障がい種別では大きな差はありません。身体、精神では「希望しない」が3割となっています。療育では「わからない」が7割となっています。

■避難行動要支援者（災害時要援護者）名簿に登録していない方の登録希望



(5) 就労（仕事）について

○収入を得る仕事をしている方は全体で3割となっています。

○障がいのある人が働き続けるための職場環境として必要なのは「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が5割で、次に「企業等における障がい者雇用への理解」「短時間勤務や勤務日数等の配慮」となっており、職場での理解や雇用条件への要望が高くなっています。

■働き続けるための職場環境として必要なこと

	通勤手段の確保	勤務場所におけるバリアフリー	短時間勤務や勤務日数等の配慮	在宅勤務の拡充	企業等における障がい者雇用への理解	職場の上司や同僚に障がいの理解があること	職場で介助や援助等が受けられること	就業後のフォローなど職場と支援機関の連携	企業ニーズに合った就労訓練	仕事についての職場外での相談、支援	通勤時や職場での公的支援（障害福祉サービスなど）	その他	無回答
合計(N=513)	35.9	27.5	38.0	20.5	42.3	48.1	25.7	25.0	16.8	23.4	22.4	7.6	23.0
身体障害者手帳を所持(N=272)	37.9	36.0	42.6	23.5	44.9	48.5	25.4	21.7	18.0	20.6	21.3	5.1	21.3
療育手帳を所持(N=106)	33.0	13.2	29.2	8.5	41.5	49.1	24.5	31.1	16.0	22.6	23.6	11.3	25.5
精神障害者保健福祉手帳を所持(N=70)	41.4	22.9	45.7	35.7	51.4	60.0	27.1	35.7	15.7	38.6	30.0	5.7	20.0
複数手帳を所持(N=30)	33.3	33.3	33.3	13.3	26.7	36.7	40.0	30.0	20.0	26.7	30.0	20.0	16.7
手帳を所持していない(N=14)	21.4	21.4	28.6	14.3	35.7	42.9	28.6	7.1	14.3	28.6	14.3		35.7

(6) 障害福祉サービスについて

○今後も利用しないという方が全てのサービスで半数近くとなっています。

○今後、利用したいと思うサービスは、計画相談支援で2割、移動支援、外出支援、生活介護、就労継続支援B型、施設入所支援が1割以上となっています。

■今後3年以内のサービス利用意向

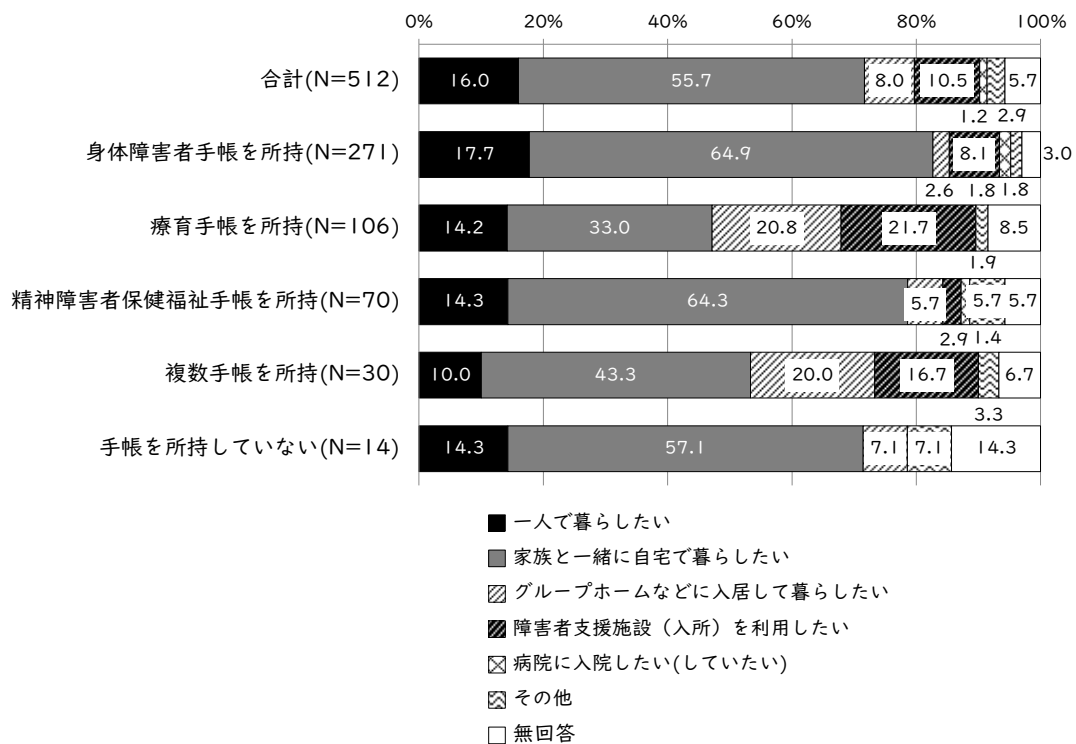
	利用しない	利用したい	無回答
①ホームヘルプ（自宅で行う日常生活上の支援）	50.8	9.4	39.8
②移動支援（ガイドヘルパーなどの外出時の支援）	49.0	12.1	38.9
③外出支援（行動援護・同行援護など外出時の危険回避や情報提供などの支援）	49.0	10.9	40.0
④短期入所（介護者が病気などの理由で介護ができない場合などに短期間入所の支援）	50.4	9.0	40.6
⑤日中一時支援（一時的な日中活動の場を確保する支援）	51.0	7.2	41.8
⑥生活介護（日中に施設での入浴や食事、創作的活動などを行う支援）	47.1	13.5	39.5
⑦自立訓練（日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、生活能力や身体機能の向上を行う訓練）	52.5	7.4	40.0
⑧就労移行支援（一般企業で働くことを目指す就労支援及び訓練）	52.1	7.8	40.0
⑨就労継続支援A型（福祉事業所等での就労や生産活動などの機会の提供）（雇用契約あり）	51.2	7.6	41.2
⑩就労継続支援B型（福祉事業所等での就労や生産活動などの機会の提供）（雇用契約なし）	47.5	11.9	40.6
⑪就労定着支援（一般企業で働きだした人への支援）	51.2	8.0	40.8
⑫地域移行・地域定着支援（退院・退所への支援や地域で住み続けるための支援）	49.8	8.0	42.2
⑬地域活動支援センター（社会との交流など、さまざまな活動を支援する場）	49.0	9.0	42.0
⑭グループホームなどでの共同生活	51.4	7.0	41.6
⑮自立生活援助（退院・退所後、地域で住み続けるための支援）	48.0	8.8	43.2
⑯施設への入所	46.1	15.2	38.7
⑰計画相談支援（サービスを利用するときに受けられる相談）	36.1	23.4	40.4

(7) 今後の生活について

○「家族と一緒に自宅で暮らしたい」と「一人で暮らしたい」を合わせ、約7割の方が自宅で暮らしたいと希望しています。

○療育では「グループホームなどに入居して暮らしたい」と希望している方が2割を超えており、他の障がい種別に比べ高くなっています。

■今後の暮らし方



○自宅で過ごす際の支援としては、「金銭的な不安がない」「いつでも相談できる場所がある」「医療機関などへ通うための交通手段の確保ができる」「日中の居場所がある」が高くなっています。

■自宅で過ごす際の支援

	日中の居場所がある（就労継続支援・生活介護などのサービス）	ヘルパー（身体・家事援助）が利用できる	訪問看護（服薬管理など）が利用できる	金銭的な不安がない（経済的な負担軽減）	いつでも相談できる場所がある	地域住民などの理解と支援	医療機関などへ通うための交通手段の確保ができる。	その他	無回答
合計(N=422)	31.5	29.6	13.0	41.7	34.8	13.3	36.3	3.3	8.8
身体障害者手帳を所持(N=233)	18.0	31.3	14.2	39.5	26.2	12.4	42.1	4.3	8.6
療育手帳を所持(N=77)	58.4	35.1	6.5	50.6	49.4	18.2	19.5	1.3	6.5
精神障害者保健福祉手帳を所持(N=65)	36.9	21.5	18.5	50.8	47.7	10.8	36.9	1.5	6.2
複数手帳を所持(N=19)	63.2	36.8	10.5	31.6	47.4	10.5	31.6	5.3	
手帳を所持していない(N=13)	46.2	7.7	7.7	38.5	38.5	23.1	53.8	7.7	15.4

○将来の不安や心配については、「自分が高齢になることで、介護が必要な状態になること」、「自分の暮らしに必要な収入のこと」、「自分や保護者・介助者が高齢になることで不安・心配」、「自分や保護者・介助者の健康や病気のこと」が高くなっています。

○身体は「自分が高齢になることで、介護が必要な状態になること」、療育は「自分や保護者・介助者が高齢になることで不安・心配」、精神は「自分の暮らしに必要な収入のこと」が最も高くなっています。

■将来の不安や心配

	自分が高齢になることが心配	自分や保護者・介助者が高齢になること	自分の暮らしに必要な収入のこと	自分が保護者・介助者の健康や病気のこと	頼れる人がいなくなる	騙されたり、財産を失ったり、犯罪に巻き込まれたり	社会の仕組み（法律、社会保障、金融制度）が大きく変わってしまうこと	その他	特に不安や心配はない	無回答
合計(N=512)	54.3	44.1	49.6	42.6	40.4	16.6	25.4	3.7	7.6	5.7
身体障害者手帳を所持(N=271)	63.5	36.5	49.1	41.0	33.2	11.1	25.1	1.8	5.9	5.9
療育手帳を所持(N=106)	40.6	58.5	43.4	43.4	52.8	21.7	22.6	6.6	17.9	2.8
精神障害者保健福祉手帳を所持(N=70)	57.1	52.9	71.4	51.4	51.4	31.4	31.4	4.3	2.9	1.4
複数手帳を所持(N=30)	30.0	60.0	36.7	46.7	56.7	16.7	23.3	10.0		3.3
手帳を所持していない(N=14)	57.1	42.9	64.3	42.9	35.7	21.4	28.6	7.1	7.1	14.3

障がい児のアンケート調査結果

(1) 回答者の状況など

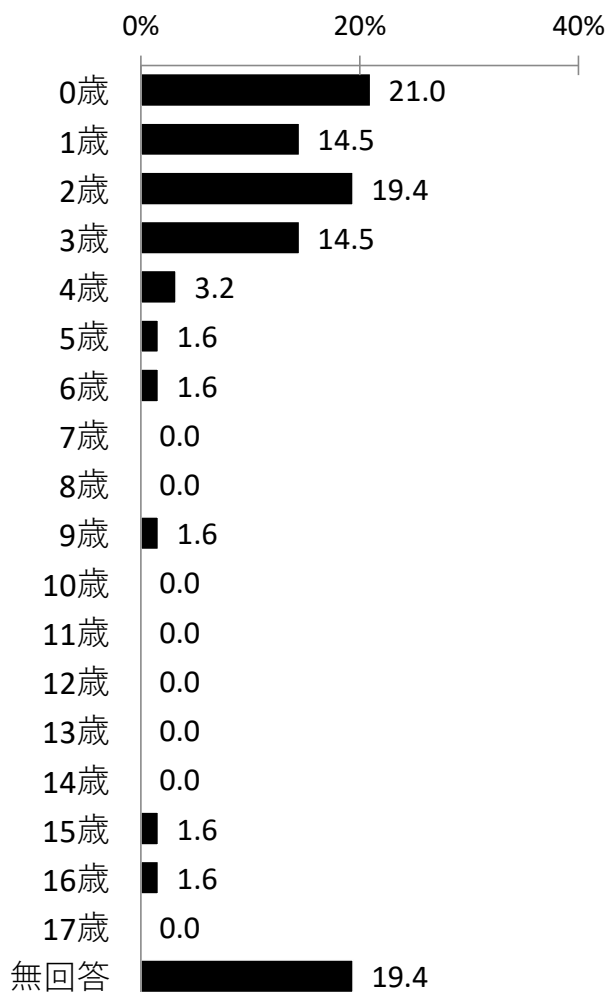
○障がい児向けアンケートを実際に記入いただく方の7割は保護者が記入しているという結果になりました。

○回答対象児の年齢は、4割が小学生となっています。就学前児童と高校生はそれぞれ2割となっています。

○医療的ケアが必要な方は、全体の1割となっています。その他、通院している方の多くが医療費や交通費の負担が大きいと回答しています。

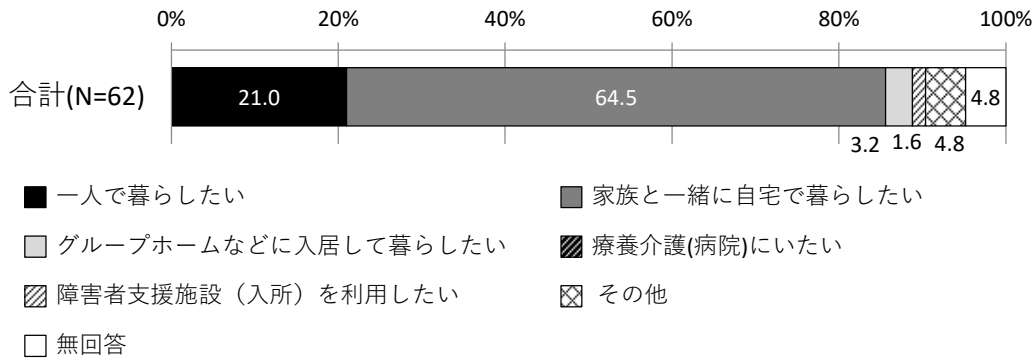
○発達について、初めて気になり始めた時期の4割は、0歳～3歳となっています。また、このアンケートの回答者の7割近くの方は何らかの手帳を所持しています。

■発達について気になり始めた時期について



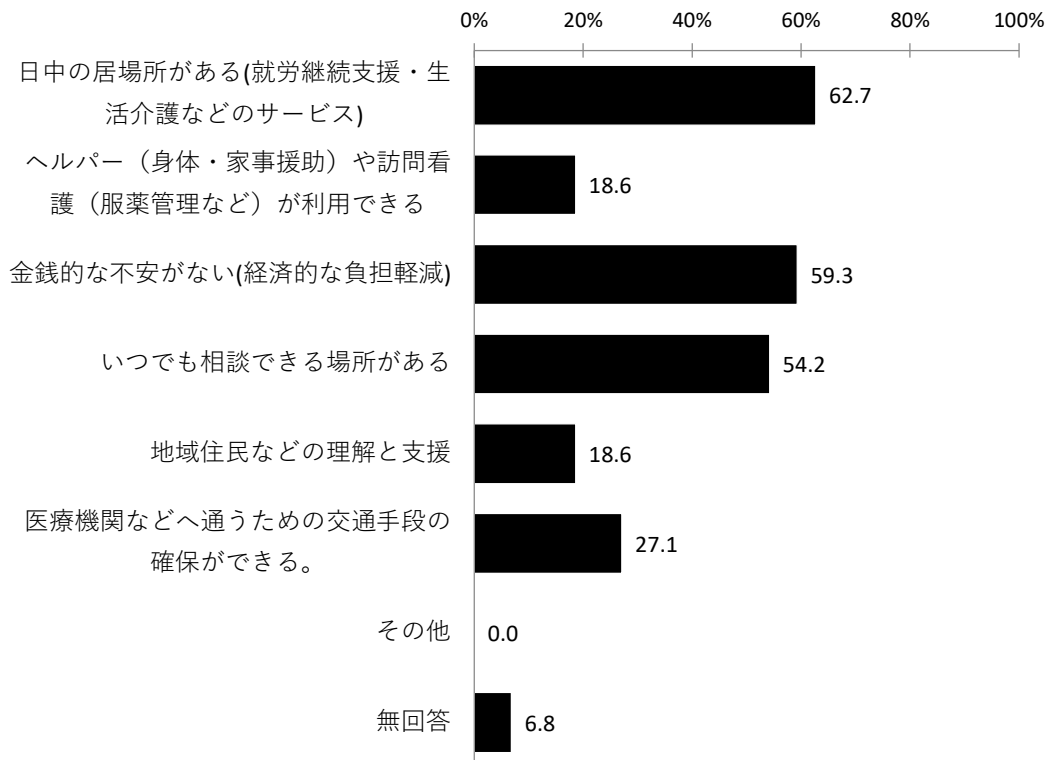
○回答者のほぼ全員が持ち家や公営住宅に住み、家族と一緒に生活しています。また、将来も自宅で家族と共に暮らしていきたいと回答しています。

■18歳以後の生活について



○地域で暮らし続けるには金銭的な心配がないことや、日中の居場所があること、いつでも相談できる場所があることなどがあげられています。

■今後も地域で暮らしていくために必要な支援について

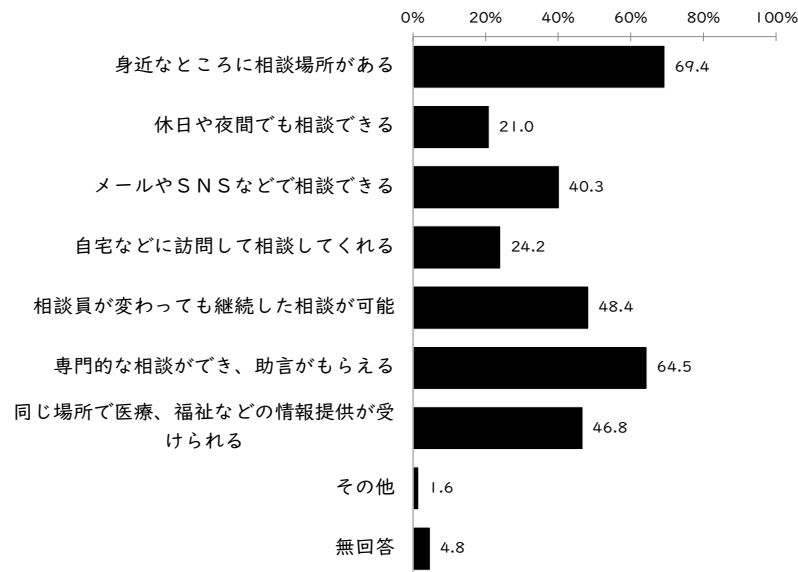


(2) 障がい児などの相談支援について

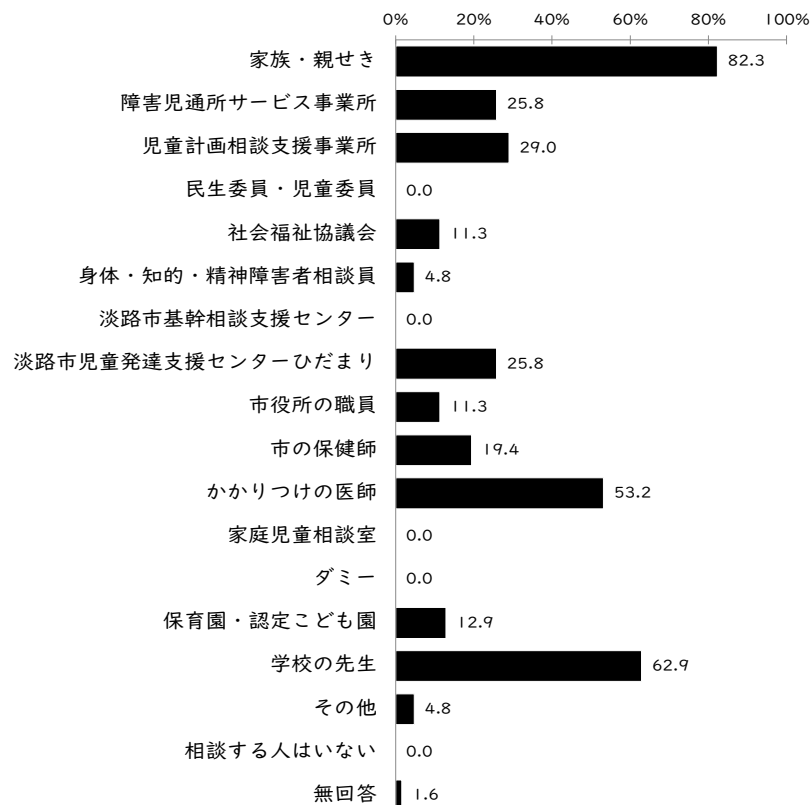
○障がい児についても、身近な場所に相談場所があることや、専門的な相談ができ、助言がもらえることが必要だとアンケート結果から見て取れます。

○また、相談場所としては家族や親せきが多く、淡路市児童発達支援センターへの相談は2割強と少なく、周知・啓発が足りない結果となりました。

■ 相談に必要な条件について



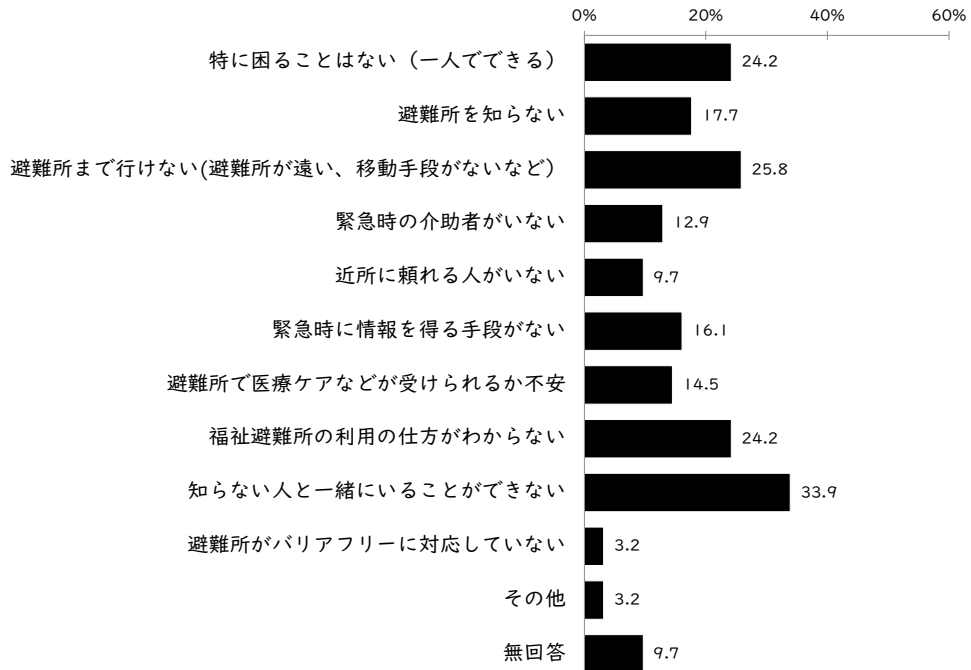
■ 相談場所について



(3) 地震などの災害時に困ること

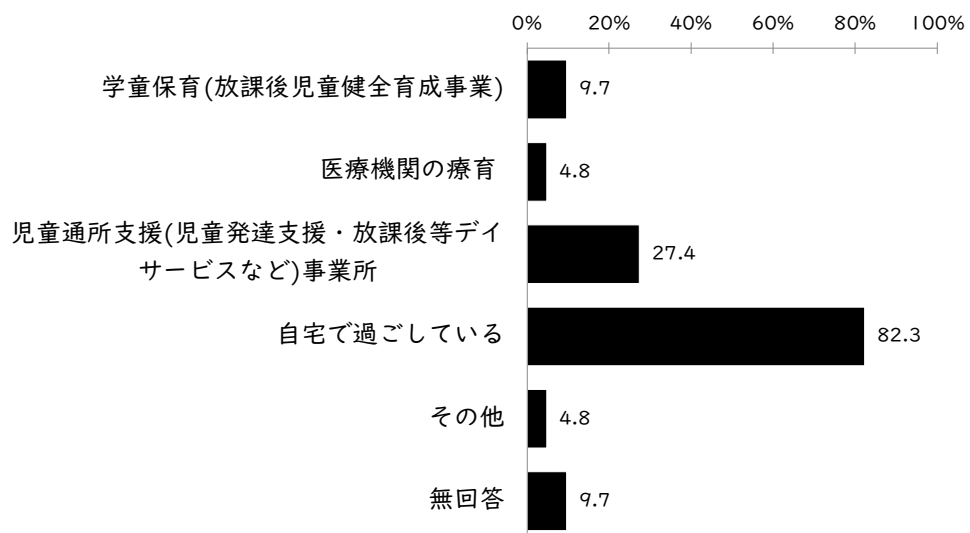
○障がい児についても、避難場所が知らない人と一緒にいることができないと考える方が多くいます。避難場所を知らない、わからない方も2割近くいます。

■ 災害時に困ることは



(4) 通園、通学後の居場所について

○通園、通学後の居場所として多くの方が「自宅」で「家族」と過ごしていると回答しています。次に、障がい児の通所サービス事業所に通っている方が多くなっています。

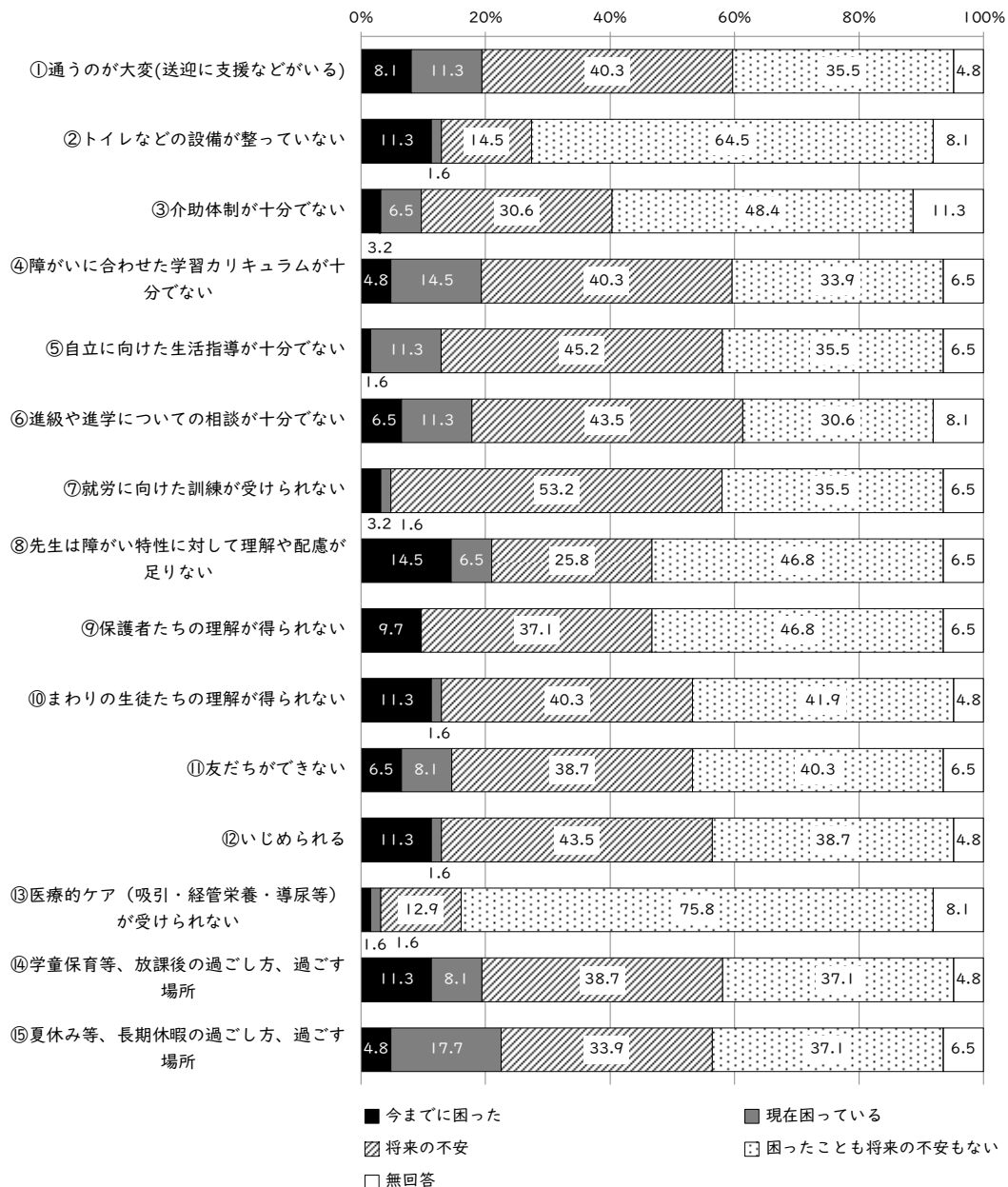


(5) 障がい児が園・学校生活で困ること

○園・学校生活を送る上で困ることについては、今までや現在では、「夏休み等、長期休暇の過ごし方、過ごす場所」、「学童保育等、放課後の過ごし方、過ごす場所」、「通うのが大変」、障がいに合わせた学習カリキュラムが十分でないとなっています。また、先生や生徒の障がい特性に対する理解や配慮が足りないと感じる方が、前回のアンケートより増加しています。園や学校で、共に生き、共に学び、共に育つ、共生教育が必要です。

■園・学校生活を送る上で困ること

図 (手帳別) × 問34 困ったことや将来の不安



(6) 障がい児の障害福祉サービス等につて

- 「サービスを知らない」では、「日中一時支援」約6割、「ホームヘルプ」約5割、「短期入所」約4割となっています。
- 「利用しない」では、「ホームヘルプ」「施設への入所」「短期入所」が7割と高くなっています。
- 「利用したい」では、計画相談が5割強、児童発達支援、放課後等デイサービスが5割近くとなり、高いニーズとなっています。

■障害福祉サービス等の認知と今後3年以内の利用意向

	サービスを知らない	知っているが、利用していない	現在利用している	無回答	利用しない	利用したい	無回答
①ホームヘルプ（自宅で行う日常生活上の支援）	48.4	38.7	1.6	11.3	74.2	11.3	14.5
②短期入所（介護者が病気などの理由で介護ができない場合などに短期間入所の支援）	43.5	41.9	3.2	11.3	69.4	16.1	14.5
③児童発達支援（個別や集団での指導・訓練を通じた発達に即した適切な支援）	19.4	35.5	40.3	4.8	35.5	48.4	16.1
④放課後等デイサービス（学校終了後に行う生活能力向上のための支援）	12.9	48.4	30.6	8.1	41.9	43.5	14.5
⑤保育所等訪問支援（保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援）	25.8	40.3	19.4	14.5	51.6	32.3	16.1
⑥日中一時支援（一時的な日中活動の場を確保する支援）	56.5	29.0	1.6	12.9	53.2	30.6	16.1
⑦施設への入所	24.2	59.7	3.2	12.9	74.2	11.3	14.5
⑧障がい児計画相談支援（サービス利用時に計画書の作成を行います）	19.4	21.0	53.2	6.5	29.0	54.8	16.1

第3節 ヒアリング調査のまとめ

1. 調査について

調査対象	団体	障がいのある方や関係者による団体
	事業所	障害福祉サービス事業所等
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・調査票への記入依頼と回収 ・直接ヒアリング調査 	
設問内容	団体	<ul style="list-style-type: none"> ●団体の概要 ●団体の主な活動内容 ●団体の運営・活動上の課題・今後の展望など ●近年の障がい者を取り巻く社会環境について感じる事 ●淡路市の障害福祉サービスについてのご意見・ご要望 ●市の計画策定にあたっての意見等
	事業所	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所の概要 ●現在提供している障害福祉サービス ●今後のサービス提供の予定 ●市内で不足しているサービス ●事業所の運営上の課題・問題点 ●利用者からの苦情・相談 ●近年の障がい者を取り巻く社会環境について感じる事 ●市の計画策定にあたっての意見等

○ご協力いただいた団体・事業所

<p>団 体</p>	<p>淡路市身体障害者福祉厚生会 淡路市手をつなぐ育成会 いきいき家族会 くれよんわあるど 高次脳機能障害家族会いざなぎ こども発達支援教室</p>
<p>事業所</p>	<p>(株) アクアスキーム 淡路市児童発達支援センター ひだまり (福) 淡路市社会福祉協議会 (有) ほすたあ ほのぼのケアセンター・ヘルパー派遣部 (医) 淡路平成会 ココロネ淡路 障害者福祉施設 さくらんぼの里 ((医) 新淡路病院) (医) 新淡路病院 地域活動支援センター まどい・ひだまり (福) 聖隷福祉事業団 聖隷ヘルパーステーション淡路 (福) 淡鳳会 フローラほくだん 鎮守の森 (株) C o c o u s (福) ぶったあ福祉会 NPO 法人淡路島ファミリーサポートセンター まあるく 一般社団法人 Color 児童多機能型事業所 そらのいろ (福) 兵庫県社会福祉事業団 五色精光園 株式会社 浪速興産 プラーナリゾート 社会福祉法人 千鳥会 グループホーム RAVIE 特定非営利法人 就労継続支援 B 型 MUKU 有限会社 豊生ケアサービス ふくまろ給食室</p>

2. 団体ヒアリングの概要

(1) 組織・会員について

- ◎ 年々会員数が減っている、役員の仕事が大変だからという方が多くいる。
- ◎ 会があることも知られていない、会員のロコミ(紹介)で初めて知る方もいる。周知の方法も考える必要がある。
- ◎ 保護者がいなくなると会員を辞める必要がある。(当事者だけでは入れない)。
- ◎ 地域との交流、地域での活動を地道につづけていきたい。
- ◎ 会員の高齢化が進み役員を担える方が少なくなり苦慮している。

(2) 相談・情報収集について

- ◎ 福祉制度等の情報を得るのは会員や相談員からがほとんどである。行政からの情報を知る機会があればいいと思う。
- ◎ 淡路市に基幹相談支援センターや令和5年度から児童発達支援センターができていて、相談できる場所があるのを知らなかった。
- ◎ サービスの利用者は相談員がいるが、何も利用していない人の相談先が分からない。

(3) 障害福祉サービスについて

- ◎ 利用日数の制限がある、もう少し柔軟にして欲しい。(就労系、児童、移動支援等)
- ◎ 親亡き後も地域で暮らせるようなサービス体系になってほしい。
- ◎ ヘルパー利用を希望してもなかなか来てくれない、急な対応もお願いしたい。
- ◎ サービス内容が分かりにくい。
- ◎ 休日や長期休暇の時に、一時預かりしてもらえるようなサービスがあればいいと思います。
- ◎ 就労継続支援 A 型事業所を市内に設置してほしい。

(4) 教育について

- ◎ 障がい児が学童保育を利用するにはハードルが高くあきらめてしまう。
- ◎ 市外、島外の学校へ行くときの交通手段の支援をして欲しい。金銭的にも何か支援があれば助かります。負担が大きい。
- ◎ 医療的ケアが必要な児童に対する支援を県・市が連携して取り組んでいただきたい。

(5) 防災・安全について

- ◎ 避難場所ですが、普段通いなれている場所がよい。学校やサービス事業所等であれば環境の変化が少なく、避難することができるかもしれない。
- ◎ 一般に指定されている避難所には行けない。パニックになるし迷惑をかけたくない。自宅や自動車の車中で避難している。
- ◎ 色々な障がいのある人が参加する防災訓練があれば良いと思う。

(6) 障がい者差別について

- ◎ 飲食店等でバリアフリーが増えているが、車椅子対応のトイレが少なすぎる。
- ◎ 地域の人たちの障がい者への理解が進んでほしい。

(7) 地域での生活、将来について

- ◎ 公共交通機関が少なく移動手段の確保に大変苦勞する。
- ◎ 病院や公共交通などに当事者が一人で当たり前のように利用できるよう、一人ひとりが障がい者への理解を深めてほしい。
- ◎ 障がい児者が安心して集える場所がほしい。
- ◎ 障がい者の理解が進み、親亡き後も地域で暮らすことができるようになってほしい。

(8) 福祉的就労、一般就労について

- ◎ 就労を望んでいる障がい者ばかりではなく、居場所として就労継続支援B型事業所へ通う人も多くいる。
- ◎ 一般就労できても続けることができるか分からない、会社の理解も必要だと思う。

(9) その他の意見

- ◎ 公共交通機関(あわ神・あわ姫バス等)に障がい理解のポスターを掲示していただきたい。
「大きな声を発する、いつも利用する椅子に座ろうとするなどの行動にどう対処すればいいのか」などを書いたポスターを貼っていただきたい。

3. 事業所ヒアリングの概要

(1) 事業所から見た障がい者の状況

- ◎ 当事者の高齢・重度化、家族の高齢化で家族支援が増え、問題が複雑化している。
家族支援の必要性も高まっている。
- ◎ 親なき後の生活が心配。当事者の社会経験の少なさが心配である。
- ◎ 障がい者間でも、障がい特性による人間関係のトラブルが多くなっているように感じる。
- ◎ 支援者が思うほど、当事者や保護者の将来への危機感が薄いかもしれない。

(2) 障がい者を取り巻く状況

- ◎ 社会全体で障がい者等の支援する環境が整ってきているが、人材不足で利用者のニーズに対応できなくなる心配がある。
- ◎ 駅や公共施設ではバリアフリー化が進んできていると感じている。また、障がい者への理解も進んできていると思う。
- ◎ 今も昔も大きな変化はなく、障がい者への偏見は続いていると感じる。
- ◎ 障がい者が一人で安心して行ける場所がない。どこに行くにも保護者、支援者が必要。
- ◎ 重度障がい者の支援が大変だと感じる、社会資源が不足している。

(3) 事業所の現状

- ◎ 職員の高齢化が進み、計画的に職員の確保が必要だが人材不足である。
- ◎ 求人募集をしても応募がないため職員が不足している。
パートだと他業種との時給等の格差があるため応募が少ない。
- ◎ 利用者も高齢化しておりグループホームの設備改善の必要性は感じるが、早急な対応が難しい。
- ◎ 職員の人材不足が全てのことに関連しており、負の連鎖となっている。
- ◎ 給料が安く、新規のヘルパーの確保が難しい。
- ◎ 人材不足は深刻な状態になっており、5年、10年先にサービスを続けられるのか不安。
- ◎ 利用希望はあるが、人材不足の影響で利用者の希望に答えることが難しくなっている。

(4) サービスの利用状況

- ◎ 障害福祉サービスだけでなく、高齢福祉、保健医療、子育てや教育等の他分野との共生型サービスも必要だと感じる。
- ◎ 障がい児が児童通所サービスの利用ができにくいとよく聞きます。
日中一時支援等のサービスがあればいいと思う。
- ◎ ヘルパーの人材不足のために利用者が希望する曜日・時間に利用対応できないことがある。
- ◎ 児童通所サービス事業所が不足していると感じる。
- ◎ 介護保険へ移行しても高額障害福祉サービス等給付費の支給(償還払い)制度があるので少しは緩和されていると思う。

(5) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画について

- ◎ 事業所の人材確保について、課題として行政も取り組んでいただきたい。
- ◎ 障がい者の一般就労について、企業との連携をより深めればよいと思う。
- ◎ 計画を確認し、現状把握、今後のニーズを把握し事業展開に活かしていきたい。
- ◎ 精神障がい者等が増加しており、支援するシステムを官民一体となり取り組む必要があると思う。
障がい特性に関わらず、全ての障がい者等が社会の一員として社会参加できる環境整備が必要。

第4節 調査結果等からみる課題

■障がいの重度化・障がい者の高齢化等への対応

- 障がいの重度化、本人や介助者の高齢化、生活困窮に加え、近年ではひきこもりなど複数の困難を抱えている世帯が増えています。障害福祉サービス等だけでなく、介護保険、生活福祉、教育機関など関係各課・機関が情報を共有し、連携を取りながら包括的な支援が求められています。
- 施設入所からの地域移行は大きな流れではありますが、介護者の負担が増大していることなどから、地域で暮らし続けるためには世帯全体を包括的に支援していく体制や、社会資源の一つである、日中サービス支援型グループホーム等の住環境の整備が求められています。

■障がい児への対応

- 障がい児や発達に不安のある児童、また、その保護者が身近な場所で専門的な相談や助言を受けることが可能な体制整備を今後も継続していく必要があります。また、保育園や小中学校で障がい児等の支援に関わる職員への専門的な支援等の取り組みも継続します。
- 支援が必要とされる児童が在籍する学校などに支援員を配置し、医療的ケアが必要な場合は看護師を配置するなど、保育・教育体制の充実を図っていますが、より一人ひとりに合った継続的な伴走型支援が求められています。
- 保育・教育と福祉の連携を進める体制の強化に取り組み、各部署で包括的な支援体制を実施します。

■サービスの提供体制について

- 地域での暮らしを希望する人がほとんどであることなどから、本人の障がいの重度化・高齢化や介助者の高齢化などへの対応を含め、包括的なサービスの提供を実施できるような社会資源を確保する必要があります。
- 障害福祉サービス提供事業所等では、人材不足が深刻な問題となっています。地域で生活を続けるためには、利用者が希望するサービスを提供できる体制づくりが不可欠であることから、事業所の人材確保に対する支援の検討が必要です。

■相談支援について

- 複数の困難を抱えることで、相談内容が複雑化しているケースが増えています。基幹相談支援センターが中心となり多方面からの包括的な支援を検討する必要があります。
- 淡路市では、基幹相談支援センターや地域生活拠点、児童発達支援センターが設置されています。今後は、各機関が関係先と連携した取り組みが行えるための体制づくり推進し、より良い相談支

援体制の構築を目指します。

○淡路圏域地域生活支援拠点で、緊急時の短期入所支援等の夜間休日にかかる支援体制の整備を充実させ、地域で支える体制づくりを進めます。

■地域生活について

○精神保健に課題を抱える方や、ひきこもり、障がい児者などに対応した地域包括ケアシステムの構築が課題となっています。今後は淡路圏域で体制整備に向けた取り組みを行います。

○淡路島では、仕事、福祉サービスの利用、通院、余暇活動や地域活動などのためには、公共交通機関の利用が不可欠となります。障がい児者にとっては、移動手段の少なさや金銭的な負担が大きな問題となっており、これらの解決が課題となっています。

■就労について

○障がい者の一般就労は依然として進んでいないのが現状です。就労移行支援事業所や就労継続支援 A 型事業所などの社会資源の確保が課題となっています。

○特別支援学校卒業後に一般就労を望む生徒が増え、就職率も上がっている一方で、就労継続支援 B 型の利用を求めている方も多くいます。一般就労への意欲を高め企業との連携を行い、施設外就労等からの一般就労へ移行する等の取り組みを行っていく必要があります。

○企業等における障がい者雇用への理解、短時間勤務や勤務日数等の配慮があれば一般就労が可能だという方が多くいます。令和6年度より、一般企業においても障がい者への合理的配慮が義務化となることなどから、障がい者理解の啓発活動などに取り組む必要があります。

■災害時の支援体制について

○「避難行動要支援者（災害時要援護者）名簿」の周知と共に、内容についての説明が不足しており、周知方法を検討する必要があります。

○避難所を知らない方が多くみられました。このことから、危機管理部と連携を図り、災害対策に向けた啓発活動に取り組む必要があります。

○避難場所で他の人と一緒にいるのが困難な方がいます。団体への聞き取り調査などでは、環境面から通いなれた場所(保育所や学校)なら避難することができるとの意見が聞かれました。

これらの意見を踏まえ、淡路市として災害時の障がい児や障がい者への支援方法について、具体的な検討を進める必要があります。

○障がい者、障がい児等に対する、避難所以外の避難者支援について、危機管理部や関係機関等と検討する必要があります。

第3章 障がい者基本計画

1節 基本理念と計画の方向

第4次淡路市障がい者基本計画における基本理念と計画の方向は、前期計画を踏襲して、以下の通りとします。

【基本理念】

**助け合い支え合い
暮らしを共感することができるまちの実現を目指して**

本市においては、全ての市民が基本的人権を享有するかけがえのない人として尊重され、住み慣れた地域で、誰もが役割を持ち活躍できる場があること、そして世代や分野にかかわらず、誰もが地域の一員として「支え手」「受け手」という関係性を超え、地域の資源を活かし健康で文化的な生活ができる循環型の地域共生社会の実現を目指します。

また、障害者差別解消法が求める、社会的障壁の除去に向け、全ての人が合理的配慮を実践し、障がい者自らの選択・決定が最大限尊重される社会を実現するために、必要な意思疎通、意思決定支援の推進に取り組みます。

計画の方向

1. 自立と社会参加への支援

全ての人が、互いを尊重し合い、社会のあらゆる活動への参加の機会が保障され、その人らしい自立した生活を送ることができるよう総合的な支援を推進します。

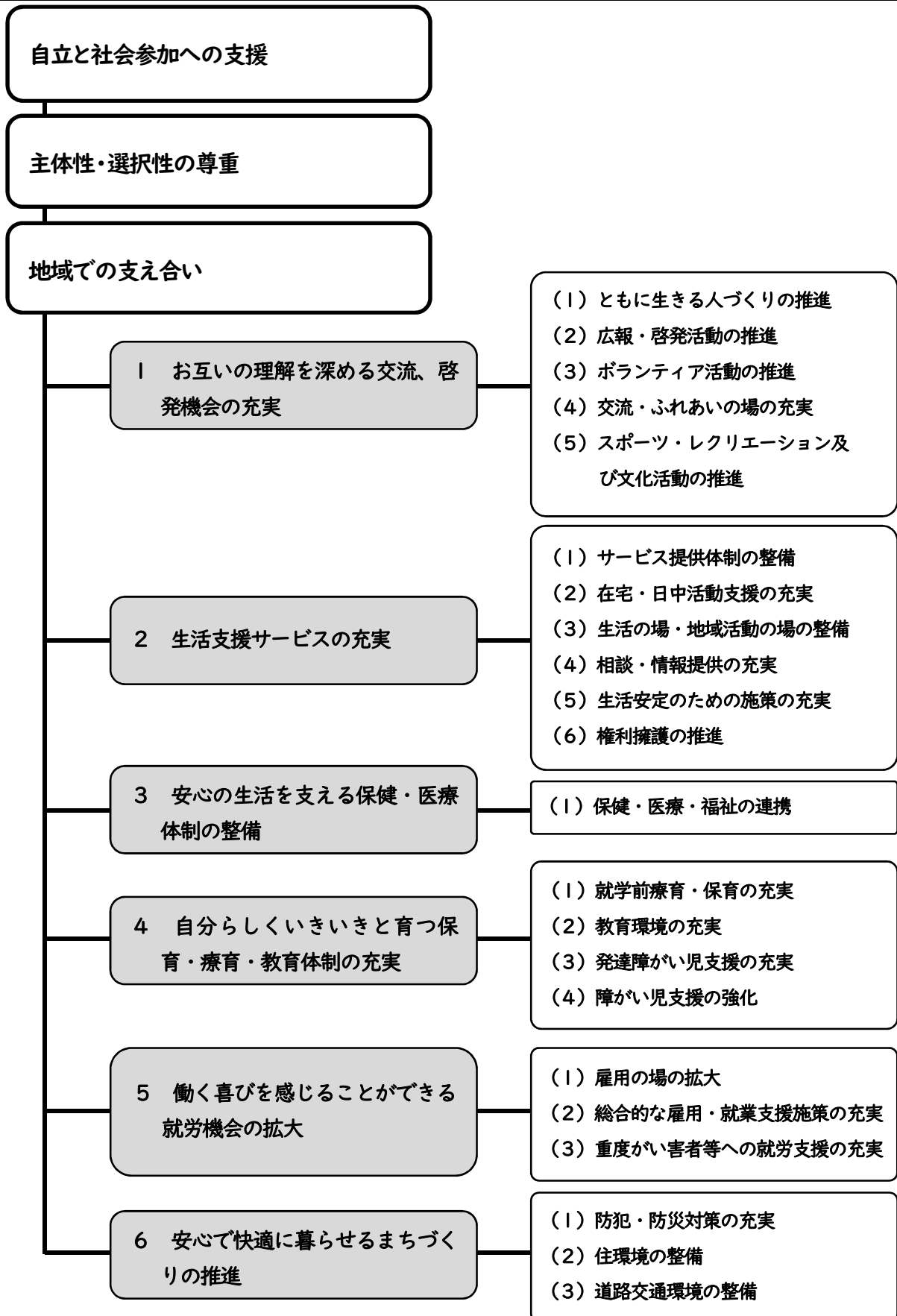
2. 主体性・選択性の尊重

障がい者自ら選択・決定した意思を最大限に尊重される地域社会を実現するために、必要に応じた適切な意思決定支援を推進します。

3. 地域での支え合い

全ての人が、かけがえのない人として尊重され、地域の一員として安心して暮らし、ともに支え合う社会をはぐくむ、地域力の向上を推進します。

第2節 施策の体系



第3節 重点目標

本市では、国の示す基本指針による成果指標のうち、以下に掲げるものを重点的に取り組むべき施策としています。

地域生活支援拠点等の整備に向けた取り組みについては、これまでの多機能拠点整備型に加え、地域の障害福祉サービス事業所等も含めた面的整備型での体制整備を進めます。

また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取組み、精神障がい者等が地域の一員として安心して暮らせるような社会の実現に努めます。

障がい児や発達に心配のある児童、またその保護者への相談支援先となる、淡路市児童発達支援センターでは、総合的・専門的な相談支援をライフステージに関わらず、継続した相談等の支援を実施します。

本市では、これらの重点的な取り組みを含めた福祉施策を推進し、地域共生社会の実現に向け、教育分野や障がい分野、高齢分野が一体となり包括的支援体制の構築を目指します。

1. 地域生活支援拠点の支援体制機能の充実

多機能拠点型に加え、面的整備型の体制整備を進め、地域全体で障害者支援を実施できるような体制構築を図る

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神保健福祉法改正等を含めた体制整備を進め、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせる、ケアシステムの構築を図る

3. 淡路市児童発達支援センター相談等支援体制の充実

児童発達支援センターを地域の中核的な施設と位置づけ、関係機関との連携や障がい児等に対する総合的、専門的な相談等支援体制の充実を図る

第4節 施策の展開

1. お互いの理解を深める交流、啓発機会の充実

●現状と課題

本市では、障がいへの理解を促進するため、障がいのある人との交流会や各種活動への参加、また、市の広報紙、ホームページ等による広報活動、人権学習、学校の文化的行事への参加等を通じて、様々な交流・啓発活動を実施しています。

以前に比べると社会全体で障がい者に対する意識が向上しているという意見がある一方で、アンケート調査の結果では、この5年間で障がい者を取り巻く環境に変化は感じられないという方が3割近くとなっています。地域や職場で障がいに対する理解が不十分という声も聞かれ、なかには家族の無理解により支援を受けられず、つらい状況におかれている人もいます。

障がい特性の理解に関する啓発を進めるとともに、多様な交流の機会を通じて、ともに地域に暮らす人として、知り合う(繋がる)機会が必要です。

●取り組み内容

(1) ともに生きる人づくりの推進

人権研修・人権啓発イベント等を通じて、ソーシャルインクルージョンの考え方を前提としたノーマライゼーション理念の普及啓発に努めます。

小・中学校における総合的な学習の時間等を活用し、福祉教育を推進します。

子どもの頃から、日常の生活の中であたり前に障がいのある人と接することで、障がいをひとつの個性ととらえて、互いに尊重し合える意識を醸成します。

保育所・学校等で親子での福祉教育、人権教育の機会を増やすように努めます。

(2) 広報・啓発活動の推進

障がい種別によって異なる障がい特性を理解することで、障がい者に対して不要な混乱や不安を生じさせない接し方を学ぶ機会を提供します。

「障害者週間」や「人権週間」等に、多様な障がい者の紹介することで、障がい者に対する偏見を払拭する機会とします。

バリアフリー、ユニバーサルデザインの情報提供と普及・啓発に努めます。

障がいのある人の生きづらさを知り、生活課題に寄り添うための学習機会を提供します。

●取り組み内容

(3) ボランティア活動の推進
互いに支え合い、自分にできることをするといった相互支援活動から、手話や点訳等の専門的な活動まで多様なボランティア活動に関する情報提供や助成金の情報等、個人や団体の活動を視野に入れ幅広い活動支援を行います。
(4) 交流・ふれあいの場の充実
「わいわいサークル」や「つながりサロン」等の社会福祉協議会や各種団体が主催する行事への参加を促進、支援します。
身近な地域で、誰もが集える居場所づくりを住民主体で取り組める支援を行います。
(5) スポーツ・レクリエーション及び文化活動の推進
県内の障がい者・児がスポーツ競技を通じて、お互いの交流と親睦を深め、社会参加意欲の高揚と体力の維持増進を図り、障がい者・児に対する理解と認識を深め交流を広げることを目的とする「兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会」への参加を促進します。
障がいのある人もない人も一緒に楽しめるイベントや障がい者団体の行うレクリエーション活動を支援します。
公共のスポーツ、文化施設等については、誰もが利用できるよう、参加しやすい施設づくりを推進します。

2. 生活支援サービスの充実

●現状と課題

本市では、計画相談に基づき、一人ひとりの障がい者に必要とされる障害福祉サービスを提供しています。

アンケート調査結果を見ると、各種サービスを知らないという人が3割以上います。相談支援は概ね浸透していますが、より複雑化する相談に対応するため、相談支援専門員等がサービス等の制度内容を熟知して、適切なサービスの利用に結びつけることが大切です。また、成年後見制度は知っているが「利用するかはわからない」方が約6割にのぼっており、権利擁護に対する啓発の取り組みも行っていく必要があります。

サービス提供の現場では、在宅、通所にかかわらず、職員の高齢化や人材不足が顕著に表れており問題となっています。利用者の生活支援へのニーズに応じるために必要な事業所への支援も検討する必要があります。

●取り組み内容

(1) サービス提供体制の整備	
	障害程度区分の認定にあたっては、医師を含めた複数の委員からなる審査会を開催し、適正に障害程度区分の認定を行います。
	サービスの利用者が必要に応じて適切なサービスが受けられるように、基幹相談支援センターが中心となり、各種サービスの紹介や相談支援の質の向上と人材育成等に努めます。
(2) 在宅・日中活動支援の充実	
	第6期障がい福祉計画期間におけるサービスの利用実績並びに利用ニーズと事業所の動向を踏まえて、第7期障がい福祉計画のサービス見込量を設定します。利用ニーズの高いサービスについては、サービス事業所の基盤整備に努めます。
	事業所の職員やボランティアを対象に、障がい特性の理解や介助技術に関する研修を実施します。
(3) 生活の場・地域活動の場の整備	
	地域活動支援センターにおける創作活動や生産活動の充実を支援するほか、身近な地域での住民主体の居場所づくりを促進します。
	地域生活を送る障がい者がいつでも相談できるよう、土日や夜間等も含めた相談支援体制を検討します。
	ピアサポーターの活用等、障がい者が相互に支え合える環境整備に努めます。
	住宅の賃貸契約等における障がい者差別撤廃の啓発を推進します。
(4) 相談・情報提供の充実	
	分野横断的に相談に対応できる、「基幹相談支援センター」を設置し、包括的な相談支援体制を継続して推進します。
	相談支援事業所との連携を強化し、制度改正情報の周知徹底、相談支援専門員同士の情報交換の機会提供、研修の実施等により相談支援業務の質の向上に努めます。
	困難事例の対応について、相談支援専門員や事業所からの相談に応じ、必要に応じて関係者を集めた事例検討会議を開催します。
	障害福祉サービスを網羅し、一覧できるパンフレット等を発行するとともに、市ホームページ等で情報を発信します。
	情報の入手が困難な人のために、手話奉仕員や要約筆記者等の養成や登録者の研修に努めるとともに、点字や音声・手話通訳・要約筆記等による情報提供の充実を図ります。

●取り組み内容

(4) 相談・情報提供の充実
市ホームページの作成においては、総務省のガイドラインに準拠した規格でサイトを構築し、情報アクセシビリティの向上に努めます。
障がい者向けの通知文書の作成にあたっては、障がい特性に配慮して文字情報に読み仮名を加える、送付用封筒に点字テープを貼付するなど、理解しやすいように工夫します。
児童発達支援センター相談等支援事業を拡充し、地域の障がい児等への相談支援を推進します。
医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケアを必要とする方への支援体制の構築を行います。また、医療的ケア児等へのガイドマップを作成し、早期からの支援や生活の見える化を図ります。
(5) 生活安定のための施策の充実
受給資格を有する障がい者が、障害年金や諸手当を受け取る手続きで困難を抱える場合、必要な支援を行います。
各種の税制上の優遇措置や利用者負担の償還制度、利用料の割引・減免等、各種経済的支援制度の周知に努めます。
(6) 権利擁護の推進
成年後見制度の活用や社会福祉協議会による日常生活自立支援事業を活用した福祉サービス利用援助などの権利擁護が適切に行われるよう、関係者と連携して支援に取り組みます。
「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に関する広報・啓発活動を行うとともに、虐待の未然防止、一時保護に必要な対応、養護者に対する相談等の支援について、社会福祉協議会と連携しながら、引き続き施策の推進に取り組みます。
障がい者の権利擁護の視点に立って、厚生労働省の示した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及と活用に努めます。
障がいを理由とする、あらゆる差別の解消と、不当な差別的取り扱いの禁止、障がい者に対する必要かつ合理的な配慮の徹底を推進します。
民間事業者等による、合理的配慮義務化への取り組みに対する啓発を行います。
権利擁護支援の地域連携ネットワークを中心とした、相談支援体制を強化し成年後見制度の活用を必要とする方が円滑な利用に繋がるための支援に努めます。
市民、福祉、保健、医療等の関係者に対する、成年後見制度や権利擁護の理解・啓発に努めます。

3. 安心の生活を支える保健・医療体制の整備

●現状と課題

新生児医療技術の向上により、超未熟児や先天的な疾病を持つ子どもの生存率が高くなっています。また、障がい者の加齢に伴い、有病率の上昇、障がいの重度化の傾向がみられています。医療的ケア児に対する支援体制として、兵庫県医療的ケア児支援センターが設置され、市では医療的ケア児等コーディネーターを配置し、病院や診療所・訪問看護事業所等との連携による退院支援の取り組みが進んでいます。このように、在宅で医療的ケアを受けながら生活することが可能な環境になりつつあります。しかし、全ての医療的ケア児等が在宅で生活するにはまだ、社会資源が不足しているのが現状です。

今後も、医療的ケアを必要とする障がい者・児の支援には、病院、在宅診療医、訪問看護、訪問リハビリテーション、障害福祉サービス事業所、保健所など、保健・医療・福祉それぞれの専門職がチームを組んで支援する体制が必要です。

●取り組み内容

(1) 保健・医療・福祉の連携

生活習慣病に起因する成人期の障がい発生を予防するために、基本健康診査や各種検診の受診率向上と診査結果に基づく指導の充実を図ります。

保育、学齢期の児童に対しては、保健・医療・福祉に加えて保育や就学環境の整備を行います。

看護する家族のレスパイトのための訪問看護、ショートステイの基盤整備に努めます。

健康管理に不安のある障がい者に対して、保健師等の相談支援や生活習慣改善の助言等を行い、疾病の早期発見・早期治療に結びつけます。

発達障害者支援センターなどの専門機関や専門医等との連携に向け、島内外の医療機関の連携体制の充実に努めます。

医療的ケアに対応できるショートステイが島内にはないことから、社会資源の確保に努めます。

4. 自分らしくいきいきと育つ保育・療育・教育体制の充実

●現状と課題

本市では、乳幼児健診と育児相談などを通じて、子どもの心身の発達・発育が気になる保護者を対象に、専門的な相談を行うとともに、「あそびの教室」を開催し、「遊び」を通じた発達の促し、保護者同士の交流機会、個別相談に対応しています。また、「発達支援ネットワーク会議」を設置し、保健・福祉・教育等が情報の共有を図ることで、ライフステージに応じた支援方策を検討し、障がいの発見から一貫した支援を行ってきました。

保育・教育現場では、特別な支援が必要とされる児童生徒が在籍する場合、保育士の加配、支援員の配置を行っており、必要に応じて看護師を配置しています。

障がい児が、その子どもなりの健やかな成長と発達を実現するには、乳幼児期からの一貫したきめ細かな支援・教育をそれぞれの状態や教育的ニーズに応じて行うことが重要です。

淡路市では令和5年度より、児童発達支援センター相談等支援事業を開始し、地域の中核的機関として、障がい児等の相談等支援を行っています。

●取り組み内容

(1) 就学前療育・保育の充実

言語聴覚士、保育士などの専門家による療育を推進し、連携した支援を行います。

障がいの有無にかかわらず、就学前の児童とともに保育する環境を充実させ、相互の理解を深め、年齢に応じた心身の発達を促します。

子どもの育てにくさを感じる保護者に対して、相談や助言で寄り添う支援を行います。

サポートファイルを活用し、保護者と連携した切れ目のない支援に取り組みます。

児童発達支援センター相談等支援事業において、障がい児等へ総合的・専門的な相談等支援を行います。

●取り組み内容

(2) 教育環境の充実

インクルーシブ教育システムの構築を目指して、通常の学級、通級による指導、特別支援学級等の多様な教育ニーズに対応できる学びの場を確保するため、特別支援教育支援員や看護師を適正に配置します。

どの学級にも特別な支援を要する児童生徒がいるという認識のもと、全ての教員が特別支援教育に当たることができる指導体制を構築し、その専門性の向上を図ります。

各学校及び教育委員会は、特別支援学校のセンター的機能の活用をはじめ、医療・福祉・労働等の関係機関との連携の推進を図ります。また、特別支援学校と連携し教育相談の充実に努めます。

小・中学校においては、特別支援教育に関わる校内委員会を設置し、対象者一人ひとりの教育的ニーズを把握するとともに、生活や学習上の困難を改善、克服するための教育支援を進めます。

自立支援協議会との連携強化を通じて、きめ細かな支援及びライフステージに応じた切れ目のないサポートを視野に入れた体制の充実に努めます。

就学前、小・中学校、特別支援学校、障がい児関連施設等において、きめ細かい教育相談に応じられるよう、体制の充実に努めます。

義務教育終了後の進路を見据え、各中学校において、関係機関との連携のもと、障がいのある生徒がその持てる能力を最大限に発揮できるよう支援します。

教員の専門知識や技術を高め、指導力及び資質の向上を図るため、また、教育相談・指導の質の向上のために、研修等の充実に努めます。

(3) 発達障がい児支援の充実

乳幼児健診と育児相談を通じて、子どもの心身の発達・発育が気になる保護者に対する、心理士、保健師、小児科医、言語聴覚士等による専門相談を充実します。

身近な地域において、発達状況に応じた支援が適切に受けられるよう、乳幼児健診や療育指導等の実施とともに、「発達支援ネットワーク会議」を活用し、保健・福祉・教育等の連携を図り、関係部局等それぞれが支援に必要な情報を共有化することにより、一貫した支援に努めます。

●取り組み内容

(4) 障がい児支援の強化

障がい児の成長にともなうライフステージの変化、成人後の生活を見据えて、長期的な視野に立って、成長段階に応じた目標設定による自立生活に向けた支援を行います。

障がいのある就学後の子どもの放課後や夏休み等の休日における活動場所の確保に努め、またそれにより、養護者の負担の軽減を図ります。

児童発達支援センター相談等支援事業において、障がい児等へ総合的・専門的な相談等支援を行います。また、保育所等からの依頼による訪問相談支援に取り組みます。

「教育・保育と福祉の意見交換会」を定期的で開催し、医療的ケア児等を含む障がい児支援のための情報共有等を行い、障がい児等を支援する体制の強化を図ります。

5. 働く喜びを感じることができると就労機会の拡大

●現状と課題

全国的には、民間企業に雇用される障がい者数は、年々増加しています。国では、障がい者の雇用促進のために、障がい者雇用率制度を定めており、法定雇用率は年々引き上げられています。このため、障がい者雇用が増加するにつれて、企業からの就労の定着に関する相談が増加していることから、就労定着支援サービスの重要性が高まっています。

また、雇用施策との連携により、重度障がい者等が通勤や職場等で安全且つ安定した就労が可能となるような支援が必要です。

本市では、第6期計画の成果目標として掲げていた、一般就労への移行者数は目標値を上回りましたが、就労定着支援利用者数の増加や就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることについては、市内に事業所が無いために数目標を達成できませんでした。

就労移行者数の多くは、就労継続支援A型やB型事業所からの移行となっています。

将来の心配事として、経済的な不安を上げる方が多くみられることなどから、就労に関する支援が必要です。今後も、ハローワーク等の関係機関と連携した就労支援を行い、雇用機会のさらなる充実を図るため、企業に対して雇用への理解促進の働きかけを行います。

また、ピアサポーター等の様々な就労形態を同時に広報・推進することにより、一般就労への足がかりを創出します。

ピアサポーターは、自分自身が支えられた実体験を基に、誰かの心の支えや、一步を踏み出すための支援ができる重要な役割を担っていることから、今後も支援・拡充に努めます。

●取り組み内容

(1) 雇用の場の拡大
ハローワーク洲本、淡路障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、市内企業に対する、障がい者雇用促進の啓発を進めます。
本市が行う、物品・役務の調達に際して、就労支援事業所への優先発注の拡大に努めます。
市職員の採用については、法定雇用率確保はもとより、他の公的部門についても障がいのある人の雇用拡大に努めます。
ピアサポーター等の多様な就労形態による活動を支援します。
(2) 総合的な雇用・就業支援施策の充実
就労促進と職場での定着を図るために、職場適応援助者（ジョブコーチ）等の制度の周知と利用の促進を図ります。
企業等において雇用差別等障がいを理由とした人権の侵害を受けることがないよう、適切な処置を講じます。
淡路障害者就業・生活支援センターと連携して、企業の雇用管理責任者等に対して障がい特性を理解する研修や、障がい者に対する合理的配慮の啓発、障がい者雇用の事例紹介などを行うことで、障がい者雇用に当たっての企業側の不安を軽減し、受け入れ体制の整備に結びつけます。
事業主等に対して、障がい者雇用に関する助成金等の支援制度の情報提供と活用の支援を行います。
(3) 重度障がい者等への就業支援施策の充実
重度の障がい者に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、通勤支援や職場等における支援を実施する体制の構築を図ります。

6. 安心して快適に暮らせるまちづくりの推進

●現状と課題

本市は、阪神・淡路大震災の震源地であり、台風による大きな被害に見舞われた経験もあります。障がい者の多くは、自然災害が発生した際には、障がい特性に応じた避難の支援や避難所の生活への配慮が必要です。

災害が起きた場合に適切な行動をとるためには、普段からの避難方法の周知や情報伝達体制を整備しておくことが必要であることから、障がいのある人にとっては、身近な地域の協力による救援体制や安否確認のつながりなど、災害に対応できる個別避難計画の作成も必要となります。

また、地域の中で生活するため、その拠点となる住宅環境の整備・改善や道路、交通、公共施設等のバリアフリー化について、すべての人々が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方に基づく環境整備が必要です。

公共交通機関が少ない淡路島の地域特性として、移動手段の確保は、障がい者の就労や日中活動にとって欠かせない要素です。

●取り組み内容

(1) 防犯・防災対策の充実

災害等の緊急時に対応することができるよう、防災ガイドの配布等による知識の普及啓発に努めます。また、視覚障がい者に対しては音声等の通信機器の活用、聴覚障がい者に対しては文字情報による情報提供を図ります。

地域における要援護者の把握と災害時要援護者名簿への登録及び個別避難計画作成を促進します。

全ての住民が安全に避難できるよう、避難経路・避難場所の確保と整備、緊急時を想定して障がい者が参加する避難訓練の実施に努めます。

障がい特性に配慮した避難所が開設できるよう、関係機関との事前協議を行い、協定等の締結を目指します。

災害・緊急時の避難場所に指定される公共施設のバリアフリー化については障がいのある人の利用に配慮した整備に努めます。

民生児童委員、民生協力委員、町内会、ボランティア、消防団、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、社会福祉協議会、災害時応援協定先等との連携を密にし、防犯や防災に強い地域づくりを推進します。

市民一人ひとりが隣人・地域等と協力し、「地域の安全は地域で守る」自主防災組織の組織化を進め、いざというときに助け合い、自主的な防災活動が行えるように連携の強化を促進します。

●取り組み内容

(2) 住環境の整備

新たに設けられる公共施設については、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や兵庫県の「福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー化を推進します。

民間事業者等に対して、バリアフリー、ユニバーサルデザインへの配慮の啓発を推進します。

(3) 道路交通環境の整備

コミュニティバス、デマンド交通による移動手段の確保を推進します。

リフト付き車両、ストレッチャー装着車等の移送用車両で利用者の居宅と医療機関との間を送迎する外出支援サービスを引き続き実施します。

第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第1節 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における成果指標の達成状況

○第6期障がい福祉計画では、障がいのある人の地域生活への移行や就労支援に関する目標について、第2期障がい児福祉計画では、障がい児支援の提供体制の整備について、令和5年度を最終目標年度として設定しています。

1. 福祉施設から地域生活への移行促進

【目標及び実績】

項目	目標	実績(見込み)
【基準値】令和元年度末時点の施設入所者数		64人
令和5年度末の施設入所者数(1.6%以上削減)	入所者数	62人
	削減数	2人
	削減率	3.1%
令和5年度までの地域生活移行者数(6%以上移行)	移行者数	4人
	移行率	6.3%

※「削減数」は増加となったため、「▲」で表示している

【現状評価】

地域移行者や施設入所者のニーズに合わせた取り組みを進めていますが、移行者数・施設入所者数いずれも目標を達成するのが難しい状況です。高齢化・重度化する障がい者が地域で安心して暮らせる体制の整備が進んでいないことなどが要因となっています。今後も継続した取り組みを行います。

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標及び実績】

項目	目標	実績
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置(淡路圏域)	未設置

【現状評価】

国の基本指針に基づき、淡路圏域での設置を目標に掲げましたが、構築が進んでいません。設置に向け、重点的に取り組みます。

3. 地域生活支援拠点等の整備

【 目標及び実績 】

項目	目標	実績
障がいのある人の地域生活支援拠点の整備	1か所（淡路圏域）	1か所（淡路圏域）整備済

【 現状評価 】

平成31年4月から、淡路圏域に1か所、淡路島内3市が共同して設置しています。第7期障がい福祉計画では、市内の障害福祉サービス等事業所が地域生活支援拠点として登録を行い、より充実した地域支援が可能となるように努めます。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

【 目標及び実績 】

項目	目標	実績（見込み）
【基準値】令和元年度の一般就労への移行実績		3人
令和5年度の一般就労への移行者数（1.27倍以上移行）	5人	1人
【基準値】令和元年度末における就労移行支援事業利用者数		4人
令和5年度末における就労移行支援事業利用者数目標値（2割以上増加）	2人	4人
令和5年度末において就労移行率が3割以上の事業所数（事業所全体の5割以上）	0か所	0か所
各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	80%	100%

【 現状評価 】

一般就労移行者数は、令和3年度は3人、令和4年度は1人、令和5年度は1人（見込み）となっており、目標達成が難しい状況です。また、就労移行支援事業所については、市内に1か所設置されていた事業所が令和5年度より休止となりました。また、企業等における障がい者の法定雇用率は年々引き上げられていますが、本人、家族ともに一般就労を目指すよりも就労継続支援B型のような福祉的就労を希望する傾向が強くなっています。

就労定着支援についても年々利用者が減少しており、本市においては令和3年度2人、令和4年度1人、令和5年度見込みでは利用者が0人となっています。しかし、利用者については支援開始1年後の職場定着率は100%となっています。

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

【 目標及び実績 】

項 目	目 標	実 績
児童発達支援センターの設置	1か所	1か所
保育所等訪問支援体制の構築	構築済	構築済
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	1か所
医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置	設置	設置済

【 現状評価 】

令和5年度から淡路市児童発達支援センターが市内に設置されました。また、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、淡路圏域(洲本市)で設置となりました。いずれも民間事業者の設置となりますが、淡路市児童発達支援センターについては、淡路市の委託事業として、障がい児や発達等に心配のある児童とその保護者に対する相談等支援事業を実施しています。

医療的ケア児支援のための協議の場については、基幹相談支援センターが中心となり協議の場の設置を行っています。

第2節 障害福祉サービス等の利用状況

1. 障害福祉サービス等

(1) 訪問系サービスの利用状況

- 「居宅介護（ホームヘルプ）」については、利用人数は横ばいですが利用時間は減少傾向で推移しており、見込みを下回る実績となっています。介護保険制度へのサービス移行や重度訪問介護の利用変更したための利用時間減少と考えられます。
- 「重度訪問介護」については、令和4年度より一部で利用可能となったため利用時間は見込みを大きく上回りました。
- 「同行援護」の利用時間については、コロナ禍での外出自粛が影響し、見込みを下回っています。令和5年度になり利用人数、利用時間は微増となっています。
- 「行動援護」については、令和3年度から令和5年度にかけて見込みを下回っています。利用時間及び利用人数ともに横ばいで推移しています。
- 「重度障害者等包括支援」については、令和3年度から令和5年度にかけての利用実績は0件となっています。

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間/月	828	755	828	720	843	715
	人/月	56	54	56	57	57	56
重度訪問介護	時間/月	10	0	10	285	10	540
	人/月	1	0	1	2	1	3
同行援護	時間/月	221	148	258	204	276	210
	人/月	12	9	14	11	15	12
行動援護	時間/月	4	1	4	2	4	4
	人/月	1	1	1	1	1	1
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
【合計】	時間/月	1,063	904	1,100	1,211	1,133	1,469
	人/月	70	64	72	71	74	72

(2) 日中活動系サービスの利用状況

- 「短期入所（ショートステイ）」については、令和3年度から令和5年度にかけて、利用日数は見込みを下回る実績となっています。新型コロナウイルス感染対策による短期入所の利用制限が影響したものと考えます。
- 「生活介護」、「就労移行支援」、「就労継続支援A型」については、令和3年度から令和5年度にかけて、利用日数、利用人数ともに見込みを上回る実績となっています。
- 「自立訓練（機能訓練）」については、令和3年度は見込を下回りましたが、令和4年度以降は見込みを上回っています。
- 「自立訓練(生活訓練)」については、事業所数減少の影響もあり令和3年度から令和5年度にかけて、見込みを下回っています。
- 「就労継続支援B型」については、利用日数、利用人数とも依然として増加傾向で推移しており令和3年度から令和5年度にかけて利用日数、利用人数とも見込みを上回っています。事業所が新規開設したことや、一般就労より福祉的就労を望む声が多いことが増加の背景となっています。
- 「就労定着支援」は、事業所数が少ないこともあり利用人数は減少傾向となっています。
- 「療養介護」の利用については、概ね見込み通りとなっています。

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
短期入所	人日/月	99	63	108	19	108	61
	人/月	12	11	14	4	14	11
生活介護	人日/月	2,278	2,453	2,194	2,459	2,109	2,443
	人/月	135	145	130	144	125	142
自立訓練（機能訓練）	人日/月	10	5	10	14	10	21
	人/月	1	1	1	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	人日/月	136	61	121	75	121	85
	人/月	9	4	8	6	8	6
就労移行支援	人日/月	20	35	20	37	20	51
	人/月	2	3	2	3	2	4
就労継続支援A型	人日/月	80	34	80	72	80	101
	人/月	4	2	4	4	4	6
就労継続支援B型	人日/月	2,512	2,811	2,644	2,919	2,748	3,028
	人/月	171	193	180	192	187	198
就労定着支援	人/月	1	2	1	1	1	0
療養介護	人/月	7	7	7	7	7	6

(3) 居住系サービスの利用状況

- 「共同生活援助（グループホーム）」については、増加傾向ではあるものの令和3年度から令和5年度にかけて見込みを下回っています。
- 「施設入所支援」については、減少傾向で推移していますが、令和3年度から令和5年度にかけて見込みを上回っています。
- 「自立生活援助」は、令和3年度から令和5年度にかけて、概ね見込み通りとなっています。

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
共同生活援助（グループホーム）	人/月	64	65	71	66	73	67
施設入所支援	人/月	67	69	64	69	62	65
自立生活援助	人/月	1	1	1	1	1	1

(4) 相談支援の利用状況

- 「計画相談支援」については、平成24年度から原則として全ての障害福祉サービス等を利用する人について、指定相談支援事業所が作成するサービス等利用計画の作成が必要となりました。実績については、サービスの利用者増加に比例する形で、令和3年度から令和5年度にかけて見込みを上回っています。
- 「地域移行支援」と「地域定着支援」の実績は、令和3年度から令和5年度にかけて、地域移行支援は横ばいとなっており、地域定着支援は見込みを下回っています。

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
計画相談支援	人/月	70	82	72	85	74	90
地域移行支援	人/月	1	0	1	1	1	1
地域定着支援	人/月	6	3	6	1	6	1

2. 障害児通所支援等

(1) 障がいのある児童への支援の利用状況

- 「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」は、市内に事業所が増えたことでいずれも増加傾向で推移しており、見込み量を上回っています。
- 「医療型児童発達支援」、「居宅訪問型児童発達支援」については、令和3年度から令和5年度まで実績がありませんでした。
- 「保育所等訪問支援」については、徐々に利用が増えています。
- 「障害児相談支援」については、サービス利用者の増加に伴い見込みを上回っています。
- 「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」については、淡路市基幹相談支援センター内に配置しています。
- 「教育と福祉の協議の場の設置」し、教育現場と福祉現場の相互理解を深めるため、情報共有及び連携を図っています。
- 「障がい児の相談窓口の設置」については、令和5年度より淡路市児童発達支援センターも窓口の一つとなり、淡路市基幹相談支援センターと合わせ、2か所の相談窓口が設置されています。

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
児童発達支援	人日/月	41	72	44	80	48	60
	人/月	11	22	12	22	13	18
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日/月	282	300	300	368	330	414
	人/月	47	47	50	52	55	58
保育所等訪問支援	人日/月	8	2	10	4	14	5
	人/月	5	2	7	4	9	5
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	11	21	12	25	13	27
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	1	1	1	1	1	1
教育と福祉の協議の場の設置	設置=1	1	1	1	1	1	2
障害児の相談窓口の設置	設置=1	1	1	1	1	1	2

3. 地域生活支援事業

【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業

- 「理解促進研修・啓発事業」については、令和3年度には「発達障害のある人の支援を通して見えてくるもの」、令和4年度には「ペアレントメンター講演会」、「障害者差別解消法を学び考える」を、淡路障害者自立支援協議会（淡路島内3市共同）で実施しました。市の職員向け研修は毎年度実施しています。

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

- 淡路島内3市共同事業として、ボランティア団体活動等への支援事業を実施しています。

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

(3) 相談支援事業

- 「障害者相談支援事業」は、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制を整備し、関係機関と連携を深めています。
- 淡路圏域地域生活支援拠点が多機能拠点整備型と面的整備型とし、令和5年度より市内の障害福祉サービス等事業所の拠点登録を進めています。

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
障害者相談支援事業	か所	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	検討

(4) 成年後見制度利用支援事業

- 「成年後見制度利用支援事業」の利用は、令和4年度・令和5年度にそれぞれ1人の実績がありました。

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	0	1	1	1	1

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

- 「成年後見制度法人後見支援事業」の実施はありませんでした。

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	検討	未実施	検討	未実施	検討	未実施

(6) 意思疎通支援事業

- 「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」については、令和3年度は見込みを上回りましたが、令和4年度、令和5年度については見込みを下回っています。
- 「手話通訳者設置事業」については、令和元年5月から週に1回、市役所内に手話通訳者を設置しており、利用者も増えています。

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	240	268	250	238	260	245
手話通訳者設置事業	人/年	4	4	4	4	4	4

(7) 日常生活用具給付等事業

- 「日常生活用具給付等事業」については、令和3年度から令和5年度にかけて、増加傾向で推移しています。特に「排せつ管理支援用具」に関しては、内部疾患で手帳を取得する人が増えていることなどから需要の高さがうかがえます。

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
介護・訓練支援用具	件/年	2	2	2	0	2	1
自立生活支援用具	件/年	6	4	6	2	6	1
在宅療養等支援用具	件/年	8	3	8	7	8	0
情報・意思疎通支援用具	件/年	9	6	9	16	9	2
排せつ管理支援用具	件/年	1,218	1,099	1,231	1,148	1,243	1,230
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	2	1	2	0	2	0
【合計】	件/年	1,245	1,115	1,258	1,173	1,270	1,234

(8) 手話奉仕員養成研修事業

- 「手話奉仕員養成研修事業」は、コロナ禍ではありましたが感染対策を行い実施し、令和3年度は見込みを下回りましたが、令和4年度・令和5年度は微増となっています。

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
手話奉仕員養成研修事業	人/年	8	7	8	9	8	12

(9) 移動支援事業

- 「移動支援事業」については、コロナ禍での外出自粛が影響し令和3年度から令和5年度にかけて大幅に見込みを下回っています。傾向で推移しています。

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
移動支援事業	人/年	62	36	63	34	64	36
	時間/年	44,777	20,197	45,488	23,364	46,200	25,584

(10) 地域活動支援センター事業

○「地域活動支援センター事業」の利用者数については、市内事業所、市外事業所ともに見込みを下回る実績となっています。

サービス名		令和3年度		令和4年度	令和5年度	
		見込み	実績	実績	見込み	実績 (見込み)
地域活動支援センター (市内)	か所	1	1	1	1	1
	人/年	30	26	26	30	26
地域活動支援センター (市外)	か所	2	2	2	2	2
	人/年	47	41	42	47	45

【任意事業】

○ 任意事業のうち、訪問入浴サービスを提供する事業所が島内になくなったことから、利用回数の減少となっています。

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	実績 (見込み)
日中一時支援事業	回/年	56	0	0
	人/年	3	0	0
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	回/年	5	8	7
	人/年	111	313	310
生活訓練等事業	回/年	6	7	7
	人/年	101	89	95
視覚障害者歩行訓練事業	時間/年	0	0	0
	人/年	0	0	0
自動車運転免許取得・改造助成事業	人/年	3	0	1
訪問入浴サービス事業	人/年	1	1	1

4. 市単独事業の実施状況

(1) 市における保育・療育・教育体制の充実

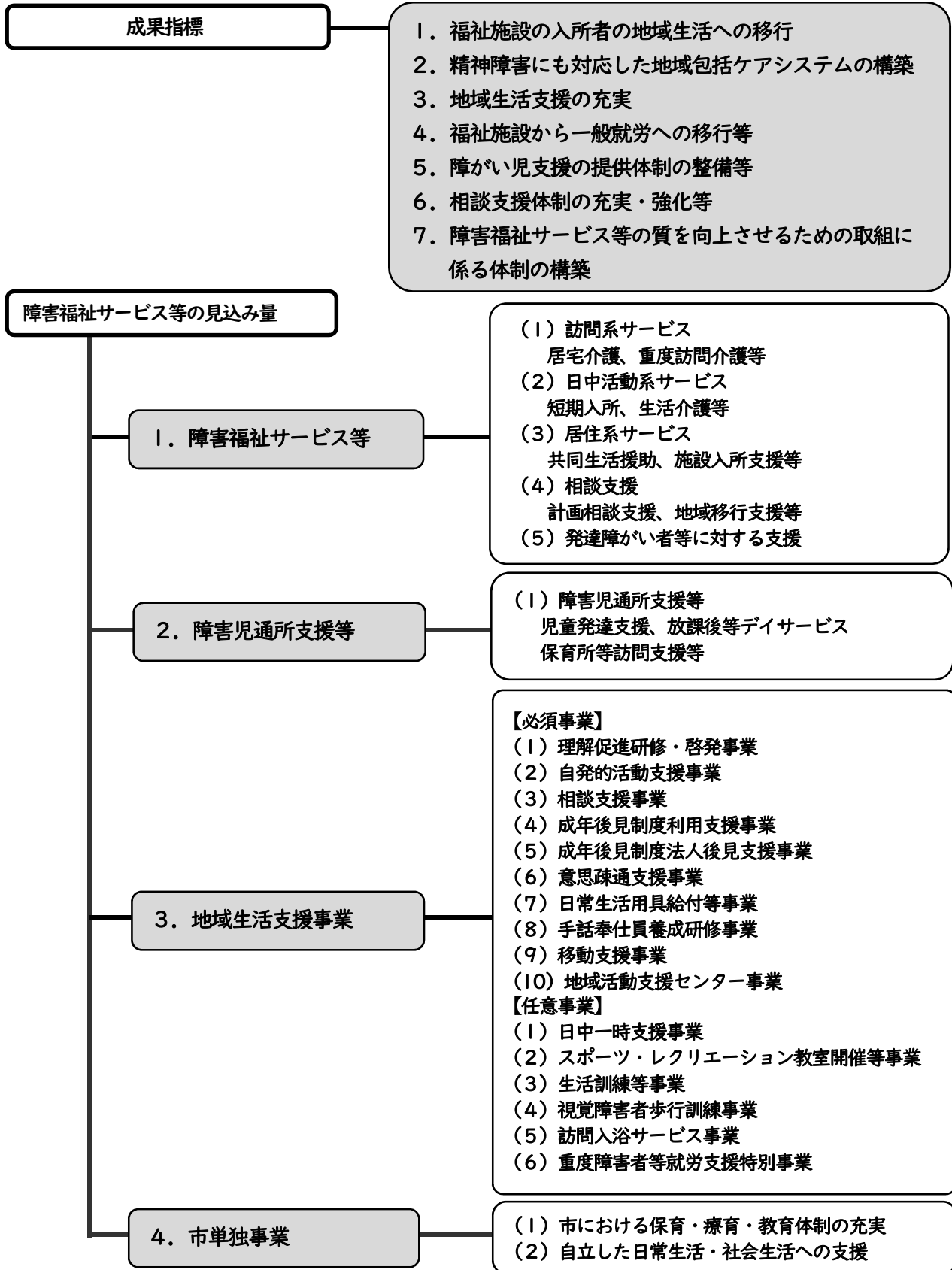
○淡路市では、現行の障害福祉サービスに加えて、市単独の取り組みを実施することで、よりよいサービスの充実を図っています。

取組	内容
療育事業	心身障がい児・発達障がい児等支援を要する児童と家族を対象に、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、公認心理師などの専門職による療育教室、研修会等を実施し、障がい児等が将来自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう支援しています。 なお、児童発達支援センターの整備など、障がい児支援の提供体制を勘案しながら、適宜必要な見直しを行います。
特別支援教育の推進	インクルーシブ教育の充実に向けて、支援が必要とされる児童生徒が在籍する学校に支援員等を配置し、児童生徒に応じたきめ細かな指導が受けられる体制を構築します。また、教育センターを拠点に、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実に取り組みます。さらにサポートファイルをより使いやすく、活用することができるよう、令和元年度から見直しを進めています。今後も医療・福祉等の関係機関との連携を密にしていくとともに、就学に関する支援体制の整備を推進します。
保育所等における取組	障がいにより特別な支援を要する児童が通園する保育所等について、可能な限り保育士の加配をしており、医療的な問題を抱える児童が通園する保育所等にも可能な限り看護師を配置しています。さらに、相談支援専門員、担当の保育士、保健師、障がい担当、関係事業所や保護者などが集まり、ケース会議を開催することで連携し、情報共有を図ることで、きめ細やかな支援体制を構築しています。
障がい児への切れ目のない支援	障がいのある児童が、保育所等から小学校への入学時、また中学校への進学時に、「サポートファイル」等を活用した連携を関係機関が行い、ライフステージに応じた切れ目のないサポートを視野に入れた体制の充実に取り組みんでいます。

(2) 自立した日常生活・社会生活への支援

取組	内容
自動車運転免許取得費助成事業	身体または知的に障がいのある方が運転免許を取得した際、教習所に支払った費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	身体に障がいのある方本人が自動車を改造し運転する場合、その費用の一部を助成します。
更生訓練給付費支給事業	就労のために必要な訓練等を受ける場合に、当該訓練に係る諸経費の一部を支給し、社会復帰の促進を図ります。

第3節 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の事業体系



第4節 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果指標

○本計画では、国の基本指針に示された成果指標を次のとおり設定しています。

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

○令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

○令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

【市の目標値】

○国の基本指針を踏まえ、本市では、令和4年度末時点の施設入所者69人を基準として4人（6%）が地域生活へ移行することを目標とします。

○また、施設入所者数については、令和4年度末時点の施設入所者数69人から4人（5%）を削減することを目標とします。

項目		目標値
【基準値】令和4年度末時点の施設入所者数		69人
令和8年度末までの地域移行者数（累計値）（6%以上移行）	移行者数	4人
	移行率	6.0%
令和8年度末の施設入所者数（5%以上削減）	入所者数	65人
	削減数	4人
	削減率	5.0%

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

○国の指針では、「退院後1年以内の地域における平均生活日数」、「1年以上長期入院患者数」、「早期退院率」の3点に着目し、基本となる目標値を設定。また、精神障害にも対応した地域包括システムの構築に努める。

【市の目標値】

○第6期障がい福祉計画において達成できなかった、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置について継続目標とし、開催回数、参加人数、目標設定・評価の実施回数等、より具体的な目標値を設定します。

項目	目標値
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置
開催回数（回／年）	1回
参加人数（人／1回）	17人
目標設定・評価の実施回数（回／年）	1回

3. 地域生活支援の充実

【 国の基本指針 】

○令和8年度末までに地域生活支援拠点を整備し、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証する。

○強度行動障害を有する者に関し、市又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。

【 市の目標値 】

○地域生活支援拠点については、淡路圏域で1か所設置しています。国の基本指針を踏まえ、淡路島内3市等で運用状況の検証及び検討を行います。

項目	目標値
地域生活支援拠点等の整備	淡路圏域で1か所整備済
地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討の実施（回／年）	2回

4. 福祉施設から一般就労への移行等

【 国の基本指針 】

○令和8年度末までに一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。そのうち、就労移行支援事業所は1.31倍、就労継続支援A型事業所は1.29倍、就労継続支援B型事業所は1.28倍以上を目指す。

○就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする。

○就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする。

○令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる事業所の割合を2割5分以上とする。

○地域における障がい者の就労支援に関する状況把握を行うこと。併せて、重度障がい者については、就労に関する希望や職場や通勤におけるニーズ把握を行い必要な支援体制を整えること。

【市の目標値】

- 国の基本指針を踏まえ、本市では、令和3年度実績の3人を基準として5人（1.28倍以上）が一般就労へ移行することを目標とします。
- 併せて、就労継続支援A型事業からの移行者数を令和3年度実績の1人を基準として2人（1.29倍）を目標値とし、また、就労継続支援B型事業からの移行者数を令和3年度実績の2人を基準として3人（1.28倍）を目標値とします。なお、令和3年度において就労移行支援事業所からの移行者は0人でした。
- 国の基本指針を踏まえ、就労定着支援事業の利用者を、令和3年度末実績の1.41倍以上の2人とするのを目標とします。
- 令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる事業所の割合を2割5分以上とする、については市内に就労定着支援事業所が無い為、国が定める目標を達成することが難しい状況です。

項目	目標値
【基準値】令和3年度の一般就労への移行実績	3人
令和8年度中の一般就労への移行目標値（1.28倍以上）	5人
就労移行支援事業からの移行者数	0人
就労継続支援A型事業からの移行者数	2人
就労継続支援B型事業からの移行者数	3人
就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上	2人
令和8年度の就労定着支援事業所利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上の事業所の割合を2割5分以上。	0か所

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- 令和8年度末までに児童発達支援センターを各市もしくは各圏域に少なくとも1か所以上設置すること。
- 保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、市において障がい児の地域社会への参加、包容（インクルージョン）を推進する体制を構築すること。
- 令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市又は各圏域に少なくとも1か所以上確保すること。
- 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

【市の目標値】

- 令和5年度に設置された淡路市児童発達支援センター(民営)に障がい児等への相談等支援事業を委託事業として実施しており、今後も継続した支援を行います。
- 保育所等訪問支援については、既に市内でサービスを提供している事業所があり、今後もサービスの利用を推進します。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、令和5年度に事業所が設置されています。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、基幹相談支援センターが中心となり開催しています。また、医療的ケア児等コーディネーターの配置については、基幹相談支援センターに配置しています。

項目	目標値
児童発達支援センターの設置	設置済
保育所等訪問支援体制の構築	構築済
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	設置済
医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置	設置済
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置済

6. 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

- 令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携を図り、地域の相談支援体制の強化を図る。
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う体制を確保する。

【市の目標値】

- 国の基本指針を踏まえ、本市では、基幹相談支援センターがその機能を担っています。
- 淡路障害者自立支援協議会において体制整備に努めます。

項目	目標値
基幹相談支援センター等の総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	確保済
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言(件/年)	1件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援(件/年)	2件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施(回/年)	16回

7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【 国の基本指針 】

○令和8年度末までに市において障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組体制を構築する。

【 市の目標値 】

○国の基本指針を踏まえ、県及び関係機関等と情報連携・情報共有を行う体制整備に取り組みます。

項 目	目 標 値
障害福祉サービスの質の向上を図るための体制の構築	構築
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や市町職員に対して実施する研修の参加人数	3人
自立支援審査支払等システム等での審査結果の共有体制の有無	有

第5節 障害福祉サービス等の見込み量

1. 障害福祉サービス等

(1) 訪問系サービス

■内容

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	障がい者（児）のいる家庭にヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や掃除、洗濯等の家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がいのある人もしくは、精神障がいにより行動上著しい困難を有し常時介護を必要とする人のいる家庭にヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	行動上著しい困難を有し常時介護を必要とする人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

■推計方法

○平成29年度からの増加率から今後の利用者数を推計し、平成29年度からの利用実績から求めた一人あたりの利用時間を乗じて、見込み量を算出しています。

○「同行援護」については、令和3年度はコロナ禍での外出自粛を考慮した利用時間を見込みます。令和4年度以降は、利用実績の伸び及びニーズに対応した見込み量を設定します。

■見込み量

サービス名		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績 (見込み)	見込み	見込み	見込み
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間/月	723	723	728	728
	人/月	59	59	60	60
重度訪問介護	時間/月	540	556	560	580
	人/月	3	4	4	4
同行援護	時間/月	230	241	252	264
	人/月	12	12	12	12
行動援護	時間/月	4	5	7	9
	人/月	1	1	1	1
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
【合計】	時間/月	1,497	1,525	1,547	1,581
	人/月	75	76	77	77

■確保策

- 訪問系サービスは、障がいのある人が地域で生活していくうえで必要不可欠なサービスです。また、利用者の高齢化、障がいの重度化に対応できるヘルパー等の人材確保や育成の為に支援に努め、サービスを提供できる事業所の拡充に努め、サービス提供体制の強化を進めます。
- 支援に従事しているヘルパー等が、他の支援者と情報を共有し、連携して対応できる体制づくりを推進します。
- 「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」については、従事者要件等に係る養成研修などの必要な情報を事業者へ提供するとともに、研修等への積極的な受講について依頼するなど、研修機会の確保に努めます。また、利用者が継続して利用できるように、事業所と連携しながら支援します。
- 施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を見据え、障がい者一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

■内容

サービス名	内容
短期入所（ショートステイ）	居宅で介護する人が病気などの理由により障がい者支援施設等へ短期間の入所を必要とする人に、夜間も含め施設等で入浴、排せつ、食事などの介護等を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に日中に障がい者支援施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活または社会生活を営むうえで、身体機能または生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体に障がいのある人に、一定期間、必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活を営むうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障がい及び精神障がいのある人に、一定期間、必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 A 型（雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 B 型（非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、就労や生産活動の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に、相談を通じて課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。

■推計方法

- 平成 29 年度からの増加率から今後の利用者数を推計し、平成 29 年度からの利用実績から求めた一人あたりの利用日数を乗じて、見込み量を算出しています。
- 「就労移行支援」の利用者は減少傾向にありますが、一般就労への移行促進を図る観点から、引き続き障がい者一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保に努めます。
- 「就労継続支援 A 型」については微増しており、これらのニーズに対応した見込み量を算出しています。
- 「就労継続支援 B 型」の利用実績が増加傾向にあり、これらのニーズに対応した見込み量を設定するとともに、必要な日中活動系サービスの充実を図ります。

■見込み量

サービス名		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績 (見込み)	見込み	見込み	見込み
短期入所	人日/月	45	55	60	60
	人/月	8	11	12	12
生活介護	人日/月	2,443	2,427	2,411	2,395
	人/月	142	140	138	136
自立訓練（機能訓練）	人日/月	21	19	20	20
	人/月	1	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	人日/月	85	85	85	85
	人/月	6	6	6	6
就労移行支援	人日/月	65	65	70	70
	人/月	5	5	6	6
就労継続支援A型	人日/月	105	105	110	110
	人/月	6	6	7	7
就労継続支援B型	人日/月	3,056	3,140	3,177	3,188
	人/月	198	200	203	204
就労定着支援	人/月	0	1	1	1
療養介護	人/月	6	6	6	6

■確保策

- 日中活動系サービスは、障がいのある人の地域における日中活動の場として必要不可欠なサービスです。身近な地域で個々のニーズに応じたサービスが利用できる体制の確保を図ります。
- 特別支援学校の卒業生が身近な場所でニーズに応じたサービスを受けることができるよう、特別支援学校、相談支援事業所や地域の関係機関との連携を強化し、卒業生の進路の確保に努めます。また、障がいのある人の特性に合わせた適切な就労移行が行えるよう、関係機関と連携しながら体制の整備を進めます。
- 「自立訓練（機能訓練）」については、淡路圏域内にサービス提供事業所がないため、圏域外の事業所の利用など広域的な対応により、必要なサービス量を確保します。
- 一般就労等を希望する障がいのある人に対しては、相談支援事業等を活用し、適切なサービスを利用することで、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。また、就労系事業所と連携し、民間企業等への障がい者雇用の理解と協力を求め、障がいのある人の就労に向けた職場実習の確保に努め、就労系事業所等から一般就労への移行を進めます。
- 「就労継続支援A型」の利用者については、サービス提供事業所や相談支援事業所と連携を図り、一般就労への移行促進に努めます。

- 「就労継続支援B型」の事業所については、一定の事業所数が確保され、利用者の選択の幅が広がった。今後は安定した事業所運営を推進するために本市が行う物品及び役務の優先調達を図り、利用者が継続して地域の一員として活躍できる場所の確保に努めます。
- 「就労移行支援」は淡路圏域内に2か所、「就労定着支援」は1か所と事業所が少ないことから、身近な地域で通える事業所の参入を促します。
- サービス提供事業者等への働きかけを行い、サービスの提供体制の充実を図るとともに、事業者に対して広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入促進を図ります。

(3) 居住系サービス

■内容

サービス名	内容
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ及び食事の介護や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	障がい者支援施設等を利用していた人の居宅を定期的に訪問し、食事などの生活面、金銭管理、体調変化等などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

■推計方法

- 平成29年度からの増加率から今後の利用者数を推計し、見込み量を算出しています。
- 施設入所支援については、国の基本指針に基づき見込み量を設定しています。

■見込み量

サービス名		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績 (見込み)	見込み	見込み	見込み
共同生活援助（グループホーム）	人/月	72	74	76	78
施設入所支援	人/月	66	66	65	65
自立生活援助	人/月	1	1	1	1

■確保策

- 「共同生活援助（グループホーム）」は、障がいのある人が地域の中で必要な支援を受けながら暮らす生活の場として、整備の必要性が高いサービスです。施設入所者や入院中の障がいのある人の地域移行後の住まいの場の一つです。また、障がいの高齢化、重度化にもに対応できる日中サービス支援型共同生活援助の需要は高まっています。個々のニーズの把握に努め、サービス提供事業者との連携によりサービス提供を促進します。
- 事業者による共同生活援助の参入促進及び定員の拡大に努め、身近な地域で利用者のニーズに応じた居住の場の確保に努めます。また、本市ではグループホーム利用者が負担する家賃の一部を助成する事業を実施しており、利用者の負担軽減を図っています。

(4) 相談支援

■内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する人に、心身の状態や置かれている環境、サービスの利用に関する意向等を聞き、課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に、地域生活に移行するための支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	障がい者支援施設等から地域生活へ移行した人や、居宅において単身等で生活している障がいのある人を対象に、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等において、相談その他必要な支援を行います。

■推計方法

- 「計画相談支援」については、全ての障害福祉サービス利用者が対象となることを踏まえて見込みます。
- 平成29年度からの増加率から今後の利用者数を推計し、見込み量を算出しています。

■見込み量

サービス名		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績 (見込み)	見込み	見込み	見込み
計画相談支援	人/月	91	92	94	95
地域移行支援	人/月	1	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	1	1	1

■確保策

- 原則、全ての障害福祉サービス利用者にサービス等利用計画の作成が必要となったことから、利用者のニーズの丁寧な聞き取りと適切な計画の作成、継続したモニタリングの実施ができるように支援していきます。
- 基幹相談支援センターと地域生活支援拠点、各相談支援事業所が連携し、相談支援専門員の質的向上等の人材育成を支援します。
- 施設または入院から地域への生活を希望する障がいのある人に対し、相談支援事業所、県健康福祉事務所、施設や医療機関等の地域における関係機関との連携を強化し、地域生活への移行促進を図ります。

(5) 発達障がい者等に対する支援

■内容

項目	内容
発達障がい者等に対する支援	市町村において、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を確保します。

■見込み量

項目		令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	0	0	0	1
ペアレントメンターの人数	人	0	0	1	1
ピアサポート活動への参加人数	人	0	0	0	1

■確保策

- 庁内関係課及び関係機関等と連携を図りながら体制整備に取り組みます。
- 発達障がい者等やその家族、関係機関等に対する普及啓発及び研修会等を開催し、発達障がい者等への理解促進を図ります。

2. 障害児通所支援等

(1) 障害児通所支援等

■内容

サービス名	内容
児童発達支援	集団及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	肢体に障がいのある未就学の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行うとともに、身体の状態に応じ、治療を行います。
放課後等デイサービス	集団及び個別療育を行う必要があると認められる就学している児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	集団及び個別療育を行う必要があると認められる保育所等に通う児童について、通い先の施設等を訪問し、本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法等の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等の支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援等を利用する児童について、心身の状態や置かれている環境、サービスの利用に関する意向等を聞き、課題の解決や適切なサービス利用のため、障害児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケアと福祉の知識を有して、福祉、医療、保健、教育等の各分野の関係機関等による支援を行うコーディネーターを配置します。
教育と福祉の協議の場の設置 (兵庫県独自項目)	障がいのある児童への支援を実施する際に、教育現場と福祉現場の相互理解を深め、有効的・総合的に支援を行うための協議の場を設置します。
障がい児の相談窓口の設置 (兵庫県独自項目)	障がい児を支援する機関は、保健、医療、障がい福祉、保育、教育など多岐にわたるため、障がい児(の保護者)から相談があった場合に、総合的に対応できる窓口を設置します。

■推計方法

- 「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」の利用については、市内の事業所が2か所に増えたことから増加傾向で推移しています。これらを踏まえ、高ニーズに対応できるよう見込みます。
- 「保育所等訪問支援」の利用については微増傾向にあり、ニーズに対応した見込み量を設定します。

■見込み量

サービス名		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績 (見込み)	見込み	見込み	見込み
児童発達支援	人日/月	50	60	65	70
	人/月	14	17	20	22
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日/月	420	425	435	445
	人/月	59	60	63	66
保育所等訪問支援	人日/月	5	5	7	7
	人/月	5	5	7	7
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	30	31	31	32
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	2	2	2	2
教育と福祉の協議の場の設置	設置=1	2	2	2	2
障害児の相談窓口の設置	設置=1	2	2	2	2

■確保策

- 児童を支援する他機関（保育、教育など）との連携を図りながら利用ニーズを把握し、サービス必要量の確保に努めます。
- 支援を必要とする児童が、身近な地域で適切に療育を受けられる場を確保するための整備を推進します。また、関係機関が連携して情報を共有し、障がいのある児童を療育する家庭をサポートします。
- 相談支援専門員が個別のケースに即したマネジメントを実施できるよう、支援体制の強化に努めます。

■事業所指定に関する総量規制の導入について

- 「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」については原則として、利用者が市の計画に定める各年度の延利用者数に達したと判明した以降、兵庫県は事業所等の新規指定ができません。

3. 地域生活支援事業

【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業

■内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

■見込み量

サービス名		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績 (見込み)	見込み	見込み	見込み
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有

■確保策

○障がいのある人の生きづらさを解消し、循環型地域共生社会の実現に向け、地域住民への理解を求めていくことが大切であることから、講演会等を通じて住民理解を深めるとともに、啓発活動を行います。また、淡路圏域での取り組みを推進し、機会を増やすことにも努めます。

(2) 自発的活動支援事業

■内容

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民などによる地域における自発的な取り組みを支援します。

■見込み量

サービス名		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績 (見込み)	見込み	見込み	見込み
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有

■確保策

○淡路島内3市共同事業として、引き続きボランティア団体活動等への支援事業を実施していきます。

(3) 相談支援事業

■内容

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障がい者の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人やその保護者、介助者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言をはじめ障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助などを行います。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による公営住宅及び民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

■見込み量

サービス名		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績 (見込み)	見込み	見込み	見込み
障害者相談支援事業	か所	2	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有
相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	検討	検討	検討	検討

■確保策

- 今後、重度の障がいのある人の地域生活の増加や、障がい者及び介助者の高齢化、施設や病院からの地域移行などから、相談内容も多様化することが予測されます。さらに相談支援事業所の役割が重要となることから、引き続き事業内容の周知を図るとともに、関係機関と連携し相談支援体制の充実を図ります。
- 基幹相談支援センターを中心として、地域生活支援拠点と各相談支援事業所とが連携し、相談支援のさらなる充実を目指します。
- 障がいの状況や特性に対応できるよう、基幹相談支援センターが地域生活支援拠点や各相談支援事業所と連携し、相談支援専門員の質的向上を図り、担い手の育成と確保に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

■内容

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用について、申し立てに必要な経費及び後見人等の報酬を助成します。

■見込み量

サービス名		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績 (見込み)	見込み	見込み	見込み
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1	1

■確保策

○継続して成年後見制度利用支援事業を行い、障がいのある人にとって必要な援助として権利擁護の取り組みを推進しつつ、制度の周知を図っていきます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

■内容

サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

■見込み量

サービス名		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績 (見込み)	見込み	見込み	見込み
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	未実施	検討	検討	検討

■確保策

○事業所との連携を推進し、法人後見制度の実施を検討していきます。

(6) 意思疎通支援事業

■内容

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、または聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションを図る必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションを図るため、手話通訳者を市役所等の窓口に設置します。

■見込み量

サービス名		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績 (見込み)	見込み	見込み	見込み
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	件/年	245	271	282	294
手話通訳者設置事業	人/年	4	4	4	4

■確保策

- 意思疎通支援事業は、淡路島内3市共同の委託事業として実施しており、今後も継続して実施していきます。
- 市が主催する研修や講演会等で、聴覚に障がいのある人が参加しやすいよう手話通訳者及び要約筆記者の派遣に努めます。また、事業の周知及び人材の確保と派遣体制の充実についても支援していきます。

(7) 日常生活用具給付等事業

■内容

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、視覚障がい者用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等
排せつ管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ、収尿器等
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

■見込み量

サービス名		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績 (見込み)	見込み	見込み	見込み
介護・訓練支援用具	件/年	1	2	2	2
自立生活支援用具	件/年	1	1	2	2
在宅療養等支援用具	件/年	0	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件/年	2	5	5	5
排せつ管理支援用具	件/年	1,230	1,246	1,252	1,260
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	0	1	1	1
【合計】	件/年	1,234	1,258	1,265	1,273

■確保策

○制度の周知及び利用促進を図るとともに、障がいのある人が生活の質の向上を図ることができるよう継続して支援していきます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

■内容

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進や支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を取得した手話奉仕員の養成研修を行います。

■見込み量

サービス名		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績 (見込み)	見込み	見込み	見込み
手話奉仕員養成研修事業	人/年	12	10	10	12

■確保策

- 手話奉仕員養成研修事業は、淡路島内3市共同の委託事業として実施しており、今後も継続して実施していきます。
- 聴覚に障がいのある人等が自立した生活を送ることができるよう、地域における交流活動等の支援者として、日常会話程度の手話表現技術を持つ手話奉仕員の養成研修を実施します。

(9) 移動支援事業

■内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人が円滑に外出することができるよう移動支援を行うことで、地域における自立した生活や社会参加を促します。

■見込み量

サービス名		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績 (見込み)	見込み	見込み	見込み
移動支援事業	人/年	36	38	38	40
	時間/年	2,584	2,620	2,620	2,710

■確保策

○障がいのある人の地域における自立生活や社会参加を促進する事業として重要であり、今後も安定したサービス提供を実施するため、事業所の確保に努めます。

(10) 地域活動支援センター事業

■内容

サービス名	内容
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて、障がいのある人等を対象に、創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、地域生活での支援や社会との交流の促進等を図ります。

■見込み量

サービス名		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績 (見込み)	見込み	見込み	見込み
地域活動支援センター (市内)	か所	1	1	1	1
	人/年	26	26	26	26
地域活動支援センター (市外)	か所	2	2	2	2
	人/年	45	45	45	45

■確保策

○利用者の状況に応じた多様なサービス提供の確保を図ります。

【任意事業】

(1) 日中一時支援事業

■内容

サービス名	内容
日中一時支援事業	障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族のレスパイトケア（一時的な休息）を目的として事業を実施します。

■確保策及び今後の方向性

○事業所と連携し、サービス提供体制の充実を図り、引き続き事業を実施することで、介護者の負担軽減に努めます。

(2) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

■内容

サービス名	内容
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツ・文化芸術活動の開催を通じて、障がいのある人の交流、余暇等の充実のため、障がい者スポーツ大会などを開催します。

■確保策及び今後の方向性

○今後も継続して障がい者スポーツの普及と交流に努めつつ、障がい者スポーツや文化芸術活動等に触れる機会をより広く提供し、社会参加を促進していきます。

(3) 生活訓練等事業

■内容

サービス名	内容
生活訓練等事業	障がい者の「社会生活教室」を通して、自立に向けた講座や相談を実施することで、地域生活支援の促進を図ります。

■確保策及び今後の方向性

○事業所と連携し、引き続き事業を実施していきます。

(4) 視覚障害者歩行訓練事業

■内容

サービス名	内容
視覚障害者歩行訓練事業	視覚に障がいのある人に対し、一定期間、専門の歩行訓練士による歩行訓練及び訓練に必要な助言・指導を行う事業です。

■確保策及び今後の方向性

○事業所と連携し、引き続き事業を実施していきます。

(5) 訪問入浴サービス事業

■内容

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、身体に障がいのある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。

■確保策及び今後の方向性

○事業所と連携し、引き続き事業を実施していきます。

○新規事業所の確保を含んだ提供体制の整備を図ります。

(6) 重度障害者等就労支援特別事業

■内容

サービス名	内容
重度障害者等就労支援特別事業	重度の障がい者に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、通勤支援や職場等における支援を実施する事業です。

■確保策及び今後の方向性

○雇用施策との連携や個人事業者への支援体制等の整備を図り、必要な支援の提供を行います。

■任意事業の見込み量(参考値)

サービス名		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績 (見込み)	見込み	見込み	見込み
日中一時支援事業	回/年	0	10	10	10
	人/年	0	2	2	2
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	回/年	7	7	7	7
	人/年	310	300	300	300
生活訓練等事業	回/年	7	7	7	7
	人/年	95	90	90	90
視覚障害者歩行訓練事業	時間/年	0	1	1	1
	人/年	0	1	1	1
自動車運転免許取得・改造助成事業	人/年	1	1	1	1
訪問入浴サービス事業	人/年	1	1	1	1
重度障害者等就労支援特別事業	人/年	0	1	2	2

4. 市単独事業

淡路市では、現行の障害福祉サービスに加えて、市単独の取り組みを実施することで、よりよいサービスの充実を図っていきます。

(1) 市における保育・療育・教育体制の充実

■内容

取組	内容
療育事業	引き続き、心身障がい児・発達障がい児等支援を要する児童と家族を対象に、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、公認心理師などの専門職による療育教室、研修会等を実施し、障がい児等が将来自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう支援します。 また、淡路市児童発達支援センター相談等支援事業において、市内の障がい児や発達に不安のある児童とその保護者への相談等支援の提供体制の充実を図ります。
特別支援教育の推進	特別な支援を要する児童生徒の自立と社会参加に向けたキャリア形成をめざし、教育センターを拠点に、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行います。専門的かつ組織的な支援を可能にするため、あわじ特別支援学校と連携し、教育相談の充実を図るとともに、学級・学校に特別教育支援員や看護師を適正に配置します。また、サポートファイルを活用し、医療・福祉等の関係機関や、保育所や認定子ども園、特別支援学校、高等学校等との連携を密にしていくとともに、就学や進路に関する支援体制を整備します。
保育所等における取組	引き続き、障がいにより特別な支援を要する児童が通園する保育所等については、保育士等の加配をするように努め、医療的な問題を抱える児童が通園する保育所等にも看護師を配置するように努めます。また、心身の発達を促しながら社会生活に必要な基礎能力を培うよう支援します。さらに、相談支援専門員、担当の保育士、保健師、障がい担当、関係事業所や保護者などが集まり、ケース会議を開催することで連携を推進し、情報共有を図ることで、きめ細やかな支援体制を構築するように努めます。
障がい児への切れ目のない支援	引き続き、障がいのある児童が、保育所等から小学校への入学時、また中学校への進学時に、「サポートファイル」等を活用した連携を関係機関が行い、ライフステージに応じた切れ目のないサポートを視野に入れた体制の充実に取り組んでいます。また、「サポートファイル」の活用実績等を検証・検討することで、本人の意思決定を支援するツールとなるよう、今後も改善に努めます。

(2) 自立した日常生活・社会生活への支援

■内容

取 組	内 容
自動車運転免許取得費助成事業	身体または知的に障がいのある方が運転免許を取得した際、教習所に支払った費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	身体に障がいのある方本人が自動車を改造し運転する場合、その費用の一部を助成します。
更生訓練給付費支給事業	就労のために必要な訓練等を受ける場合に、当該訓練に係る諸経費の一部を支給し、社会復帰の促進を図ります。

資料編

用語解説

◎地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

◎インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組みであり、障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

◎バリアフリー

年齢的特徴、身体的能力、意識的にみられるバリア（障壁）の要素を取り除くことで、高齢者や障がい者でも関係なく、誰もが過ごしやすい環境を整えること。

◎ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、国籍などにかかわらず、多様な人が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方です。

◎合理的配慮

障がい者が他の者との平等を基礎として、全ての人権及び基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であり、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失したまたは過度の負担を課さないもの。

◎精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのことを指します。

◎地域生活支援拠点等

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制のことです。

◎サポートファイル

特別な支援や配慮を必要とする子どもたちが、成長の各段階で途切れることなく継続した支援を受けることができるよう、本人の特徴や特性、これまで受けてきた支援の内容などを書き込めるファイルのこと。

◎ピアサポート

ピア (peer) とは、「仲間、同輩、対等者」の意味。一般に同じ課題や環境を体験する人がその体験から来る感情を共有することで専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られることを言い、身体障がい者自立生活運動で始まり、知的障がいや精神障がいの分野でも定着し始めている。

◎ペアレントトレーニング

保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解し、発達障がいの特性をふまえたほめ方やしかり方等を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とする。

◎ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者が効果的に支援できるように設定されたグループ・プログラム。

◎ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指す。

◎淡路市児童発達支援センター相談等支援事業

障がい児及び、発達が気になる児童やその家族等を対象に、総合的・専門的な相談支援等を実施します。また、発達相談を希望する、保育所・学校等の職員に対する訪問相談支援も行う等の事業です。

◎医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担います。

◎デマンド交通

バスや電車などのようにあらかじめ決まった時間帯に決まった停留所を回るのではなく、予約を入れて指定された時間に指定された場所へ送迎する交通サービスのことで。

◎コミュニティバス

明確な定義はありませんが、一般的な路線バスで採算性が確保できない路線等において、自治体がバス事業者に運行を委託し、運行経費の赤字分を補填するバスが一般的にコミュニティバスと呼ばれています。

淡路市障害福祉計画等策定委員会設置要綱

平成18年10月30日告示第95号の2

改正 平成26年3月31日告示第49号

(設置)

第1条 淡路市における障害者基本計画及び障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、障害者福祉について広く意見を聴取し、計画に反映させるため、淡路市障害福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、意見を述べるものとする。

- (1) 淡路市の障害者基本計画に関する事項
- (2) 淡路市の障害福祉計画に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、障害者の福祉の推進に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。次に掲げる団体又は機関の代表者（当該団体又は機関から推薦を受けた者を含む。）のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉団体関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 障害団体関係者
- (5) 行政関係者
- (6) その他市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める所掌事務が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第49号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

淡路市障害福祉計画等策定委員会委員名簿

No.	区分	所属	職名	氏名
1	学識経験者	淡路市民生委員児童委員連合会	会長	大畑 和典
2	福祉団体関係者	社会福祉法人淡路市社会福祉協議会	会長	小南 廣之
3	保健医療関係者	一般社団法人淡路市医師会	副会長	曾山 信彦
4	障害者団体関係者	淡路市身体障害者福祉厚生会	会長	片岡 繁樹
5	障害者団体関係者	淡路市手をつなぐ育成会	会長	徳永 玉美
6	障害者団体関係者	いきいき家族会	会長	大谷 俊
7	障害者団体関係者	くれよんわあるど	会長	徳田 真澄
8	行政関係者	淡路県民局洲本健康福祉事務所	所長	鷲見 宏
9	行政関係者	淡路市教育委員会	教育部長	上宮 一之
10	その他市長が必要と認めた者	社会福祉法人淡鳳会 フローラほくだん	施設長	日置 三喜男
11	その他市長が必要と認めた者	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 五色精光園	課長(地域支援担当)	藤田 崇之
12	その他市長が必要と認めた者	医療法人新淡路病院	福祉事業本部長	鎌谷 安
13	その他市長が必要と認めた者	淡路市児童発達支援センター	言語聴覚士	片岡 裕統
14	その他市長が必要と認めた者	淡路障害者自立支援協議会くらす連絡会	地域福祉活動専門員	崎野 貴志
15	その他市長が必要と認めた者	医療法人新淡路病院 淡路障害者生活支援センター	障害者等相談支援コーディネーター事業 淡路圏域コーディネーター	古東 千富
16	その他市長が必要と認めた者	医療法人新淡路病院 淡路障害者生活支援センター	所長	藤村 要至

(敬称略、順不同)

計画策定経過

年 月 日	内 容
令和5年7月10日(月) 午前10時～12時	第1回小委員会(作業委員会) (1) アンケート調査票原案の検討及び障がい福祉計画等(骨子案)
令和5年7月20日(木) 午後2時～4時	第1回 淡路市障害福祉計画等策定委員会 (1) 淡路市第4次障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(骨子案)及び障がいのある方の福祉に関するアンケート調査票(案)について (2) 今後のスケジュールについて
令和5年7月24日～ 7月31日	アンケート調査票の修正・最終確定・印刷・封入
令和5年8月1日 ～8月25日	「障がいのある方の福祉に関するアンケート調査」の実施
令和5年8月1日 ～8月25日	事業所・当事者団体等ヒアリング調査の実施
令和5年8月28日 ～9月中旬	アンケート結果入力・集計・報告書作成
令和5年9月7日(木) 午前10時～12時	第2回小委員会(作業委員会) (1) 基本計画・障がい福祉計画・児福祉計画(素案)及びパブリックコメント(案)の検討など
令和5年9月21日(木)午後2 時～4時予定	第2回 淡路市障害福祉計画等策定委員会 (1) アンケート調査結果及びヒアリング調査の報告について (2) 第4次障がい基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(素案)及びパブリックコメント(案)について
令和5年11月29日(水) 午前10時～12時	第3回小委員会(作業委員会) (1) 淡路市障がい福祉計画等(案)及び概要版(案)について
令和5年12月14日(木) 午後2時～4時予定	第3回 淡路市障害福祉計画等策定委員会 (1) 第4次障がい基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(案)及び概要版(案)について (2) パブリックコメントの実施について
令和6年1月初旬	パブリックコメント実施
令和6年2月1日(木) 午前10時～12時予定	第4回小委員会(作業委員会) (1) パブリックコメントの結果及び第4次淡路市障がい基本計画・第7期淡路市障がい福祉計画・第3期淡路市障がい児福祉計画及び概要版について
令和6年2月15日(木) 午後2時～4時予定	第4回 淡路市障害福祉計画等策定委員会 (1) パブリックコメントの結果について (2) 第4次淡路市障がい基本計画・第7期淡路市障がい福祉計画・第3期淡路市障がい児福祉計画及び概要版について

第4次淡路市障がい者基本計画
第7期淡路市障がい福祉計画
第3期淡路市障がい児福祉計画

発行年月：令和6年3月

発行：淡路市 健康福祉部 地域福祉課

〒656-2292 兵庫県淡路市生穂新島8番地

TEL：0799-64-2510 IPTEL：050-7105-5010

FAX：0799-64-2564
